

## 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

### 1 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター検体検査業務委託

### 2 履行期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3 履行場所

横浜市磯子区滝頭1-2-1

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

### 4 業務目的

当院における検体検査業務を、業務量に応じた効率的な人員体制と設備体制で適切な処理を行い、迅速かつ正確で安全な検査体制を確立し、適切な診療提供に貢献することを目的とするものです。

### 5 業務概要

仕様書のとおり

### 6 添付資料

- (1) 仕様書
- (2) 委託契約約款
- (3) 委託契約約款 第22条第1項に係る特記仕様書
- (4) 個人情報取扱特記事項

# 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター検体検査業務委託仕様書

横浜市との委託契約に基づき、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下「委託者」という。）において受託者が行う検体検査業務は、この仕様書によるものとする。

## 1 基本方針

- (1) この業務は、院内検体検査業務及び院外検体検査業務等の委託であり、実施にあたっては委託責任者等の病院職員と協議し、業務の円滑な遂行に努めること。
- (2) 医療法、臨床検査技師等に関する法律等の諸規定を遵守し、検体検査業務にかかる委託者の運営方針を理解し、忠実に業務を行うこと。

## 2 履行場所

横浜市磯子区滝頭一丁目 2 番 1 号 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

## 3 受託者が具備すべき基本条件

### (1) 受託責任者

受託者は、実務経験 10 年以上の臨床検査技師を受託責任者として、院内に専任で配置し、円滑な業務運営のため委託者との随時協議、日常的に行う精度管理を含む業務の指導監督及び従業員の労務管理、研修、訓練、健康管理、施設設備の衛生管理等の業務にあたらせること。

### (2) 指導監督医

受託者は、受託業務を指導監督するため、医師としての経験を 5 年以上有する臨床検査に精通した医師を選任すること。

### (3) 従業員

受託者は、受託業務を円滑に行うために必要な知識及び技能を有する臨床検査技師を、受託する検査の種類、数量に応じ必要な人員を配置すること。

また、休日及び時間外における当直要員として、業務を円滑に行える臨床検査技師 1 名以上を院内に配置すること。

ア 受託者は従業員を配置するにあたり、委託者に資格等を明記した従事者名簿を提出する。従業員を変更するときは、1 か月以上前に委託者に届け出るものとする。

イ 受託者の従業員について著しく不相当と認められるものがあるときは、委託者、受託者の間で協議のうえ改善を図るものとする。

ウ 従業員は業務を行うに適した服装及び名札を着用し、患者等に対して十分な配慮を行うこと。

エ 従業員は火気の取り締まり及び安全衛生に十分注意すること。また、院内において火災その他の事変が発生した場合は、関係者への連絡等の措置を行うこと。

### (4) 精度管理責任者

受託者は、専ら精度管理を職務とする者として、検査業務に 6 年以上の実務経験を有し、かつ、精度管理に関する相当の知識及び経験を有する医師又は臨床検査技師を

精度管理責任者として配置すること。なお、精度管理責任者は、少なくとも週に1日は病院に赴き、精度管理の業務を行い、毎月、検査部へ報告すること。

#### (5) 検査機器等

ア 受託者は、受託する検査の種類に応じ必要な検査機器及び備品を、委託者が指定する場所に設置し、必要となるシステムテスト等を行い、円滑な検体検査業務が行える体制を整えること。

また、受託者は、検査内容を管理するために検体検査部門システム（以下「検査システム」という。）を設置し、委託者が管理するオーダーリング機能を実装した電子カルテシステム（日本電気社製 MegaOak iS、以下「電子カルテシステム」という。）と接続するインタフェースを設け、検査項目に関して医師が電子カルテシステムに入力したオーダ情報やその結果等を送受信できるようにしなければならない。その際、電子カルテシステムとの接続や調整等にかかる費用は受託者の負担とする。あわせて、システム障害時などに必要となる最低限の電子カルテシステムの操作を、委託者の管理・指示の下、マニュアル等を参照しながら円滑に行えるよう準備すること。

イ 受託者に帰すべき理由により検査システムの変更等が生じた場合、電子カルテシステムとの接続インタフェースを見直す際にかかる費用等は、すべて受託者の負担とする。

ウ 本契約に係る業務が終了する際は、受託者が設置した検査機器や検査システム等を撤去し、原状復帰すること。また、それらにかかる費用は受託者が負担すること。

エ 委託者の管理の下、診療報酬制度を含む医療制度の改定や院内における業務運用の変更等があった場合は電子カルテシステムの運用に必要な検査関連マスターメンテナンスを適宜実施するとともに、メンテナンスを実施した箇所以外の点についてもこれらの設定内容を把握し、委託者の問合せに対応できるようにしておくこと。

オ 検査システムと電子カルテシステムの間にはファイヤーウォール機能を実装し、不要な通信をフィルタリングする対策を講じること。

カ 受託者が設置する機器等において時刻同期が必要なものについては、委託者が指定するタイムサーバにより実施すること。なお、受託者設置の機器等のいずれかにゲートウェイ機能を持たせ、配下の機器等はそちらを参照するように留意すること。

キ その他、システム接続に関しては後述するリモートメンテナンス環境も含めて、最新版の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）」に準拠すること。また、当ガイドラインの改版にあわせて随時見直しを図ること。

#### (6) 標準作業書及び業務案内書

受託者は、受託業務の適正化および標準化を図るため、医療法施行規則第9条の8第1項第5号に規定の標準作業書を常備し、従業員に周知させるとともに、受託業務の内容、方法等を明確にするため、同規則第9条の8第1項第6号に規定する業務案内書及びその他必要な帳票類を作成、常備し必要時には提出するものとする。

#### (7) 業務の代行

受託者は、受託業務を継続的かつ安定的に遂行するよう努めるとともに、業務を履行できなくなった場合の保証のための代行者をあらかじめ定めること。

#### (8) 総合検査項目情報案内サービス

- ア 受託者は、業務円滑化の為、検査実施に必要な採血時の採取容器・基準値・注意点に関する情報提供を院内のネットワーク上に表示し、速やかに情報が取得できる体制を構築することを目的に、情報処理端末機の設置を行うこと。
- イ 委託者は、設置された情報処理端末機を善良なる管理者の注意義務をもって、臨床検査委託目的のためにのみ使用する。
- ウ 総合検査項目情報案内サービスのソフトウェア、コンテンツの著作権は全て受託者に帰属し、委託者は著作権を侵害する一切の行為を行わないものとする。
- エ 委託者は受託者が許諾した範囲で総合検査項目情報案内サービス内の検査項目マスタ情報のカスタマイズを行うことができる。委託者にてカスタマイズされた情報については委託者が管理し、受託者はその結果について免責されるものとする。
- オ 委託者は、総合検査項目情報案内サービス及び情報処理端末機を第三者に譲渡、転貸、売却もしくは担保の目的に供する等の行為や総合検査項目情報案内サービス及び情報処理端末内のソフトウェア・コンテンツに関する情報を第三者に開示、漏洩しないものとする。
- カ 受託者は委託者に対し、情報処理端末機が院内の個人情報の収集及びそれらを外部送信する機能を有していないこと、並びに他システムへの破壊や改ざんといった機能を有していないことを表明・保証すること。
- キ 委託者は、システム運用管理上、必要なときは受託者の了解を得ずに、情報処理端末機をネットワークから切り離すことができるものとする。
- ク 受託者は、委託者が院内の全ての電子カルテシステム端末から総合検査項目情報案内サービスを使用できる環境を構築することに際し、必要な情報提供を適宜行うとともに支援するものとする。
- ケ 受託者は、病院情報システムに生じたシステム障害に総合検査項目情報案内サービスが関連している疑いがあり、委託者が調査を求めるときは、速やかに委託者の求めに応じるものとする。

## 4 委託業務の内容

### (1) 検査項目

委託業務は、委託者において生ずる臨床検査のうち一般検査、血液検査、生化学検査及び血清検査等とし、その具体的検査項目は別紙1に記載のとおりとする。

また、これらに付随するデータに関するアドバイスサービス、検体処理、電話対応、検査受付業務を含むものとし、医師からの要請による研究用検体の処理、保管、受け渡し等は、委託者と事前に協議を行い実施するものとする。

### (2) 実施場所

委託業務は、院内検査の項目は委託者の検査室内で、院外検査及び未保険検査の項目については受託者の施設で実施するものとする。

ただし、院外検査及び未保険検査について、委託者の検査室内で実施可能な項目がある場合は、その項目について委託者の検査室内で実施することも可とする。

(3) 委託期間

委託期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、委託業務の円滑な遂行を図るため、事前に必要な期間、必要な臨床検査技師の研修等を行うものとする。

(4) 院内委託業務引き継ぎ

受託者は契約に際し、速やかに機器の設置や検査システムの運用等を完了し、診療に影響を及ぼさないように事前に委託者と十分な協議を行うこと。また、受託決定後から稼働が完了するまでのスケジュール等を委託者の求めに応じ、事前に提出すること。なお、引継ぎにかかる一切の費用は受託者の負担とする。

(5) その他

受託者は、委託者の検査室では、委託者において生ずる検査以外の検査を行ってはならない。

## 5 委託業務の仕様

(1) 検体検査室運用時間

平日	8時30分	から	17時15分	まで	(日勤時間帯)
夜間	17時15分	から	8時30分	まで	(当直体制)
土曜・休日	8時30分	から	17時15分	まで	(日直体制)

(2) 検査依頼方法

委託業務の発注は、患者属性、検査依頼項目、採取日時等の必要事項を登録した、検査システムと接続されている電子カルテシステムを通じた検体検査オーダーか、又はこれらを記入した検査依頼書により行うものとする。

そのため、検査システムと電子カルテシステムとの間に、委託者が有する特定のハードウェアを介して検査依頼項目と患者属性を両システム間の相互通信により受け取ることができるよう接続インタフェースを設ける形とするが、電子カルテシステムが何らかの理由で停止しているときは、別に用意してある複写式の検査依頼書に上記の必要事項を、医師が手書きで記入したもので検査依頼を行うものとする。

この際、検査結果等は原則として電子カルテシステムの停止が解除され正常運用に戻った後、受託者は検査システムを介して、検査結果等を電子カルテシステムに入力するものとするが、この停止が長引く場合等における詳細な取り扱いについては、委託者と受託者間で別途協議し、検査結果を支障なく報告できるように対応すること。

また、院内委託業務引き継ぎを行う場合は、検査室に登録されている患者検査予約情報を受託者のシステムに変換する。ただし、これにかかる費用は受託者が負担するものとする。

(3) 検体の受付および搬送

病棟および外来で受け付けた検体は委託者が検体検査室まで、搬送する。搬送された検体の中に細菌検査室、輸血検査室および病理検査室向けの検体が混在しているときは、受託者はこれを仕分け、細菌検査室及び病理検査室職員に速やかに引き渡しができるよう整理し、所定の場所に保管する。

当直体制時及び日直体制時は、細菌検査検体を適宜所定の保管庫又は検査機器に保

管し、輸血検査検体は遠心分離後、分注保管する。

また、受託者の施設で検査する必要のある検体の検体検査室からの搬送については、受託者の責任と費用で行う。

(4) 検査の対応と報告

ア 検査結果の報告は、原則として受託者の検査システムに入力し、これを介して、委託者の電子カルテシステムの端末に電送し表示できるように処理すること。

イ 至急に検査結果を要する検査以外の場合で、院内で検査するものは、次のとおりとする。

(ア) 9時まで受けた検体は、当日12時までに報告を行うこと。

(イ) 14時までに受けた検体は、当日17時までに報告を行うこと。

(ウ) 14時以降に受けた検体は、翌日9時までに報告を行うこと。

ウ 至急に検査結果を要する検査以外の場合で、受託者の施設で検査するものは、次のとおりとする。

(ア) 15時まで受けた検体は、当日の院外搬送に間に合わせ速やかに報告を行うこと。

(イ) 15時以降に受けた検体は、翌日の院外搬送とする。

(ウ) 上記アで電送不可能な報告については別途取り決める。

エ 緊急検査の対応と報告

(ア) 依頼者は電子カルテシステムへの「至急検査」オーダー入力又は、依頼伝票によりオーダーし、検査部門へ検体を搬送する。

(イ) 緊急検査の検査項目は、別紙2のとおりとする。

(ウ) 緊急検査項目の報告時間について、感染症と輸血関連以外は30分以内の報告とする。

(エ) 検査結果がパニック値（即治療を必要とする危険な病態を示唆する異常値）であった場合は、依頼医まで速やかに報告すること。なお、依頼医の不在時には下記の対応とする。

	依頼医不在時の報告先	
外来検体	検査部長	
病棟検体（日勤帯）	検査部長	
病棟検体（日当直帯）	K（カリウム）、低血糖	院内当直医
	上記以外	8：30以降に依頼医

(オ) 結核（TCR）検査はすべて至急対応とし、その結果は報告書を待たずに結果を受託者がFAX受信し、陽性の場合、当該部署にパニック値報告をすること。

(カ) TDM等患者の薬物治療や院内感染に関係する検査で委託者が重要と判断した検査結果で、結果が休日に出るものに関しては、受託者が直接医師又はそれに代わるものに電話連絡すること。

(キ) 救急外来でのt-PA患者対応時には、別紙2記載の「生化学」、「血液」の項目について検査結果が揃い次第、主治医に直接電話連絡すること。

オ パニック値報告を実施した場合は、実施日時、連絡者名、連絡先の部署・氏名、報告内容を検査システムへ入力し、電子カルテシステムのコメント欄に表示させること。

#### (5) 検査データ

受託者は、検査データに関しては、次の事項を遵守するものとする。

ア 現在使用している検査方法と基準値、報告所要日数（別紙1）は原則として変更しないこと。

イ 院内測定項目について、受託者が変更となる場合、全項目 100 件の関連データ取りを実施し、受託開始前までに書面にて提出の上、委託者の承認を得ること。それにかかった費用は受託者が負担するものとする。

ウ 検査データの前回値として、受託者は前委託業者の検査システムから過去一年分全てのデータを受託者の検査システムに変換させる。それにかかった費用は受託者が負担するものとする。

エ 院内委託業務引継ぎ後の検査機器及び試薬の変更時には、データ検討を行い委託者の承認を得ること。

オ 検査データの所有権はすべて委託者に所属する。

カ 外注検査（院外及び未保険検査）については、受託者が変更となる場合、全項目 100 件の関連データ取りを実施し、受託開始前までに書面にて提出の上、委託者の承認を得ること。それにかかった費用は受託者が負担するものとする。

キ 未到着検体については、細菌・輸血検査以外の検査に関して依頼元に電話連絡すること。

#### (6) 検体の保存

ア 受託者は委託者から受託した検体について、委託者の施設で検査するものは委託者の指定する期間、また受託者の施設で検査するものの内、全血検体は受領後冷蔵で1週間保存し、血清検体は受領後冷蔵で1週間保存の後、凍結で1か月保存する。なお、委託者から検体分与の要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

イ 受託者は委託者から提出された検体について、その検体が受託業者の受託検体でなくても、医師の指示があれば、保管検体として附番し、台帳をもって管理する。また、その保管番号については、マルチ伝票（別紙3）をスキャンして電子カルテシステム上で確認できるようにする。

#### (7) 委託検査の品質管理

内部精度管理は毎日行い、検査によって得られた結果については、信頼できる値であるか統計学的手法を用いて解析し、検査結果の精密度と正確度をチェックする。

委託者より提出された精度管理試料等のデータを求められた場合には速やかに報告するものとする。

また、公益社団法人日本医師会や一般社団法人日本臨床衛生検査技師会等外部の機関が全国規模で実施するコントロールサーベイに参加し、検査結果についていつでも客観的な評価が得られるようにすること。なお委託者へ評価結果を報告し、不具合が生じている場合は速やかに対応すること。

受託者は、委託検査開始までに ISO15189 に準じた管理規定・標準作業書などの文書

一式を準備し委託者の承認を得ることとする。文書一式は、委託者の検査室内に常置し委託者の要望によりいつでも提示できるようにする。

(8) 病棟向け検体容器の作成及び搬送

受託者は、受託者の保有する採血管準備システムにより、前日予約分の病棟向け検体容器を作成し、委託者が別途指定する時間までに各病棟にリニアにて搬送するものとする。受託者は、それら資材の保管、在庫管理を行うこと。

(9) 病棟からの搬送物の処理

受託者は輸血後使用済みパックの受け取り、保管、心電図記録等の受け取りを行い、検査部職員に引き継ぐこと。

(10) 外部機関への委託

受託者は、受託者が自ら実施することができない検査項目について、外部の機関に再委託することができるが、その場合、あらかじめ再委託先名を明示し、委託者の承認を得ること。

また、委託者の指定する外部の機関の委託項目及び受託者の再委託項目も受託者の検査システムを利用し、診療室等の端末で参照可能なものとする。

(11) 検査の変更

受託者は、検査方法及び基準値の変更が生じた場合、2週間以上前に委託者と協議し、「マスタ変更申請書」を記入して委託者に提出する。また、委託者から新規項目の依頼がある場合には速やかに対応するものとする。

(12) バックアップ体制

受託者は、機器・システム等のトラブルにより、委託者の施設における検査実施が不可能な場合にあっても、緊急検査項目については速やかに報告できる体制を整えておくものとする。

(13) 検査実績の報告

受託者は、院内院外等の区分毎に各月の検査項目・件数と金額等を報告するとともに、データを提出すること。

(14) 院外検査の実施

受託者は、受託者が定める検査実施基準により依頼項目の検査を行う。

(15) 院外検査の委託要領

ア 委託者は、検査の依頼項目、検査材料、採取方法及び数量等必要事項を受託者が定める依頼様式に記入し、これを検体に添付して受託者に交付する。

イ 委託者は、受託者指定の保存方法で検体を保存し、受託者指定の検体容器により良好な状態で受託者に交付する。

(16) 免責事項

上記(14)の検査実施基準に基づく本検査の実施において、検体の状態又は検査の技術的限界、その他受託者のために帰すべからざる事由により、検査結果に過誤が生じたときは、受託者は免責される。

(17) 院外検査の検体の取り扱い

ア 受託者は、委託者から交付を受けた検体を、本契約に定める検査の目的にのみ使用する。

イ 受託者は、委託者から交付を受けた検体にて本検査を終えた後、検体を受託者が定める期間保管する。

ウ 受託者は、前項の保管期間を経過した検体を慎重かつ適正に処分する。

## 6 費用の負担区分

(1) 委託者の検査室内で行う委託業務を実施するために必要となる経費は、委託者・受託者双方で負担するが、その区分は別紙4のとおりとする。

なお、一部検査項目に係る費用については、別途次のとおり定めるものとする。

ア 院内検査区分 60「ABO, RHシキケツエキガタ」、区分 88「コウサテキゴウシケン」、区分 89「インフルエンザA/Bウイルスコウゲン」について、受託者の検査技師が当直体制及び日直体制の場合、委託者の所有する機材、設備及びそれに付随する試薬及び消耗品を、善良なる管理者としての注意義務をもって使用することができるものとする。

イ 院外検査区分 126「一般細胞診（その他）」について、受託者はその前処理を実施する。なお、前処理にかかる費用については、受託者が負担する。

(2) 委託者は、夜間休日等の緊急時においては、受託者が設置した機器、設備及びそれに付随する消耗品等を使用することができるものとする。

## 7 検査業務委託連絡調整会の設置

(1) 委託者と受託者との間で、検査業務委託連絡調整会を設置し、定期的を開催するものとする。本会議にかかる事務は、原則として受託者が処理するものとする。

(2) 受託者は、検体検査業務に関して問題が発生した場合は、その都度委託者との会議を別途開催し、迅速に対応するものとする。

## 8 委託者が実施する事業等への協力

受託者は、委託者が実施する研修（医療安全管理研修等）、消防訓練等の委託者が必要と認めた事業に協力するものとする。学生の臨地実習については、検体検査業務の受託範囲内において、実習計画の作成および、実務研修（機器の操作方法、実施項目の臨床的意義、感染予防、課題レポート作成等）への協力を行うものとする。

## 9 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後も同様とする。

## 10 個人情報

(1) 受託者は、業務上知りえる病院、患者のすべての個人情報を、法令その他の規範に従い、収集、利用、提供について厳格に運用すること。

(2) 受託者は、「診療記録管理要綱」等院内の各種規程・要綱等を遵守しなくてはならない。

(3) 受託者は毎年1回以上、委託者の提供する資料を基に個人情報保護研修を実施しな

なければならない。

## 11 リモートメンテナンス

検査システムの障害発生時、検査システムの保守を担当するベンダが、障害対応時の保守を目的に通信回線を通して遠隔地から接続を行い、検査システムの保守作業を行うものとする。なお、必要な回線等の敷設に係る費用は、全て受託者が負担するものとする。また、リモートメンテナンスの実施に当たっては、別紙5に定められる事項を遵守するものとする。

## 12 その他

- (1) 受託者は、なんらかの事情により受託業務の遂行が困難となった場合、代行保証の責を負うものとする。
- (2) 受託者は、契約が不履行となったときの損害については責任をとり、委託者の許可なく仕様の変更をしたときは、すみやかに原状に復するものとする。また、その際にかかった費用は全て受託者が負担するものとする。
- (3) 受託者は、仕様内容をすべて理解し、業務を履行するものとする。適正な履行が困難と委託者が判断した場合は、委託契約約款第36条に基づき本契約を解除する。

区分	項目名称	数量	検査方法	基準値	所要日数
1	HCVコウタイ	( 2,874)	CLEIA法	陰性(-)	1
2	ソウタンパク	( 11,285)	Biuret法	6.7-8.3(g/dL)	1
3	アルブミンテリヨウ	( 12,235)	BCG法	4.0-5.0(g/dL)	1
4	ソウピリルビン	( 9,941)	バナジン酸酸化法	0.2-1.2(mg/dL)	1
5	GOT	( 14,388)	JSCC標準化対応法	10-40(U/L)	1
6	GPT	( 14,378)	JSCC標準化対応法	5-40(U/L)	1
7	LDH	( 10,740)	JSCC標準化対応法	115-245(U/L)	1
8	CPK	( 10,491)	JSCC標準化対応法	M 62-287(U/L)EJ45-163(U/L)	1
9	ALP	( 9,912)	JSCC標準化対応法	115-359U/L	1
10	ガンマ-GTP	( 13,184)	JSCC標準化対応法	M 70以下(U/L) F 30以下(U/L)	1
11	コリンエステラーゼ	( 1,085)	JSCC標準化対応法(ベンゾイルコリン法)	M 242-495(U/L) EJ200-459(U/L)	1
12	アミラーゼ	( 6,345)	JCCLS自動化法(GAL-G2-CNP基質法)	50-170(U/L)	1
13	ニョウチュウアミラーゼ	( 3)	JCCLS自動化法(GAL-G2-CNP基質法)	130-780(U/L)	1
14	CPK-MB	( 607)	免疫阻害法	25以下(U/L)	1
15	トリグリセリド	( 7,068)	酵素法(遊離グリセロール消去法)	50-149(mg/dL)	1
16	HDL-コレステロール	( 5,668)	選択阻害法(直接法)	M 40-86(mg/dL)EJ40-96(mg/dL)	1
17	ソウコレステロール	( 5,876)	酵素法(コレステロール脱水素法)	150-219(mg/dL)	1
18	アンモニア	( 369)	ドライケムスライド法	30-80( $\mu$ g/dL)	1
19	ニョウチツツ	( 14,617)	酵素法(LEDアンモニア回避法)	6.0-20.0(mg/dL)	1
20	クレアチニン	( 14,662)	酵素法	M 0.6-1.1(mg/dL)EJ0.4-0.8(mg/dL)	1
21	ニョウサン	( 7,991)	ウリカーゼ・TOOS法	M 3.7-7.0(mg/dL) EJ2.5-7.0(mg/dL)	1
22	クレアチニンクリアランス	( 7)	酵素法	93-238(L/day)	1
23	ケツエキガス	( 155)	電極法・吸光度測定法	-	1
24	シントウアツ	( 79)	氷点降下法	276-292(mOsm/Kg・H <sub>2</sub> O)	1
25	ナトリウム・クロール	( 14,069)	電極法	ナトリウム:136-147(mEq/L) クロール:98-109(mEq/L)	1
26	カリウム	( 14,167)	電極法	3.6-5.0(mEq/L)	1
27	カルシウム	( 5,036)	アルセナゾⅢ法	8.5-10.2(mg/dL)	1
28	ケツウ(グルコース)	( 9,277)	ヘキシキナーゼUV法	70-109(mg/dL)	1
29	ヘモグロビンA1C	( 5,652)	HPLC法	4.6-6.2(%)	1
30	CRPテリヨウ	( 11,767)	ラテックス免疫比濁法	0.30以下(mg/dL)	1
31	TPHAテイセイ	( 2,935)	イムノクロマトグラフィ法	陰性(-)	1
32	HBSコウケン	( 2,861)	CLEIA法	陰性(-)	1
33	セツケツキョウチンコウソクド	( 289)	Westergren法	1時間値 EJ2-10(mm)EJ3-15(mm)	1
34	ケツエキゾウ	( 9,313)	フローサイトメトリー法	-	1
35	ファイブリンノーゲンテリヨウ	( 2,054)	トロンビン凝固時間法	150-400(mg/dL)	1
36	プロトロンビンジカン	( 4,603)	Quick一段法(散乱光度法)	10.5-13.5(秒)	1
37	APTT	( 4,281)	LangDell法(散乱光度法)	24.3-36.0(秒)	1
38	ケツシヨウバンキョウシユノウ	( 74)	散乱光度法	-	1
39	ニョウイツバンケンサ	( 4,913)	試験紙法・カラーCCDによる多波長反射測光	-	1
40	チンサ(ニョウ)	( 3,177)	鏡検法	-	1
41	タンパクテリヨウ(ニョウ)	( 104)	ピロガロールレッド法	部分尿:10.0以下(mg/dL) 蓄尿:0.5-2.0以下(g/day)	1
42	トウテリヨウ(ニョウ)	( 19)	ヘキシキナーゼUV法	部分尿:0.02以下(g/dL) 蓄尿:0.09以下(g/day)	1
43	ニンシンハンノウテイセイ	( 1)	イムノクロマトグラフィ法	男性及び非妊娠女性:陰性 妊娠女性:陽性	1
44	ヘンチュウヘモグロビン	( 113)	イムノクロマトグラフィ法	(-)	1
45	ズイエキイツバンケンサ	( 420)	ピロガロールレッド法・ヘキシナーゼUV法・電極法	-	1
46	タンパクテリヨウ・ズイエキ	( 419)	ピロガロールレッド法	10-40(mg/dL)	1
47	トウテリヨウ(ズイエキ)	( 418)	ヘキシキナーゼUV法	50-75(mg/dL)	1
48	クロールテリヨウ(ズイエキ)	( 288)	電極法	120-125(mEq/L)	1
49	センシエキイツバンケンサ	( 3)	ビュレット法・ヘキシナーゼUV法	-	1
50	タンパクテリヨウ・センシエキ	( 2)	ビュレット法	-	1
51	トウテリヨウ(センシエキ)	( 1)	ヘキシキナーゼUV法	-	1
52	フェニトイン	( 36)	CLIA法	10.0-20.0( $\mu$ g/mL)	1
53	ハルプロサンナトリウム	( 139)	CLIA法	50.0-100.0( $\mu$ g/mL)	1
54	ジゴキシシン	( 33)	CLIA法	0.8-2.0(ng/mL)	1
55	ニョウシントウアツ	( 50)	氷点降下法	濃縮時850以上 蓄尿時40-85(mOsm/Kg・H <sub>2</sub> O)	1
56	RPRテイセイ	( 2,932)	間接凝集反応法	陰性(-)	1
57	コウサンキョウスウ	( 3)	フローサイトメトリー法 鏡検法	70-440(/ $\mu$ L)	1
58	HBSコウタイ(EIA)	( 35)	CLEIA法	10.0未満(mIU/mL)	1
59	マツシヨウケツエキツパン	( 14,782)	フローサイトメトリー法、シースローDC検出方式(電気抵抗式),SLS-ヘモグロビン法	別添1参照	1
60	ABO.RHシキケツエキガタ	( 865)	試験管法	-	1
61	チョクセツピリルビン	( 1,033)	バナジン酸酸化法	0.0-0.3(mg/dL)	1
62	グルコースフカ	( 77)	ヘキシキナーゼUV法	-	1
63	D タイマー	( 4,120)	ラテックス免疫比濁法	1.0未満( $\mu$ g/mL)	1
64	チンサ(ニョウ)センシヨク	( 1)	鏡検法	-	1
65	ニョウチュウナトリウム・クロール	( 67)	電極法	-	1
66	ニョウチュウ・カリウム	( 47)	電極法	-	1
67	ニョウチュウ・クレアチニン	( 121)	酵素法	-	1

区分	項目名称	数量	検査方法	基準値	所要日数
68	ニヨウチユウ・ニヨウサン	( 4 )	ウリカーゼ・TOOS法	-	1
69	ニヨウチユウ・ニヨウソチツツ	( 13 )	酵素法(LEDアンモニア回避法)	-	1
70	ニヨウチユウ・カルシウム	( 1 )	アルセナゾⅢ法	-	1
71	ターケス	( 12 )	ヘキソキナーゼUV法	-	1
72	グルコースフカニヨウ	( 1 )	ヘキソキナーゼUV法	-	1
73	センシエキLDH	( 81 )	JSCC標準化対応法	-	1
74	HIV-1,2コウタイ	( 57 )	イムノクロマト法	陰性(-)	1
75	トロポニンT(定性)	( 76 )	免疫クロマトグラフィー法	陰性(-)	1
76	LDL-コレステロールテイリヨウ	( 6,116 )	酵素法	70-139(mg/dL)	1
77	デンカイシツ(ケツエキガス)	( 9 )	電極法	-	1
78	U-CRE(チクニヨウ)	( 8 )	酵素法	1.0-1.5(g/day)	1
79	U-NA,CL(チクニヨウ)	( 9 )	電極法	ナトリウム:4.0-8.0(g/day) 塩素:6.0-12.0(g/day)	1
80	U-K(チクニヨウ)	( 8 )	電極法	2.0-2.5(g/day)	1
81	U-CA(チクニヨウ)	( 1 )	アルセナゾⅢ法	0.1-0.3(g/day)	1
82	U-UA(チクニヨウ)	( 1 )	ウリカーゼ・TOOS法	0.4-1.0(g/day)	1
83	蛋白定量(採取液)	( 1 )	ビュレット法	-	1
84	糖定量(採取液)	( 1 )	ヘキソキナーゼUV法	-	1
85	U-AMY(チクニヨウ)	( 1 )	JCCLS自動化法(GAL-G2-CNP基質法)	-	1
86	U-UN(チクニヨウ)	( 1 )	酵素法(LEDアンモニア回避法)	6.5-13.0(g/day)	1
87	AST(GOT)(穿刺液)	( 77 )	JSCC標準化対応法	-	1
88	コウサテキコウシケン	( 11 )	病院検査科採用検査法に準ずる(日当直帯のみ)	-	1
89	インフルエンザA/Bウイルスコウケン	( 11 )	病院検査科採用検査法に準ずる(日当直帯のみ)	-	1
90	シントウアツ(トウセキエキ)	( 1 )	氷点降下法	-	1
	計	( 301,058 )			

院 外 検 査

区分	項目名称	数量	検査方法	基準値	所要日数
1	成長ホルモン(GH)	( 24 )	ECLIA	M 2.47以下 F 0.13~9.88	2~4
2	プロラクチン	( 17 )	ECLIA	M 4.29~13.69 F (閉経前)4.91~29.32 F (閉経後)3.12~15.39	2~4
3	C-ペプチド(CPR)	( 114 )	CLEIA	負荷前0.61~2.09	2~4
4	抗サイログロブリン抗体 サイロトテスト	( 5 )	PA	陰性(100未満)	2~4
5	抗マイクゾーム抗体 マイクゾームテスト	( 5 )	PA	陰性(100未満)	2~4
6	TBG定量	( 1 )	RIA PEG法	15.9~35.6	2~6
7	トリヨートサイロニン (T3)	( 91 )	ECLIA	0.80~1.60	2~4
8	BCA225	( 1 )	CLEIA	160未満	2~4
9	ビタミンB1	( 500 )	LC/MS/MS	24~66	3~5
10	ビタミンB12	( 563 )	CLEIA	180~914	2~4
11	葉酸	( 505 )	CLEIA	4.0以上	2~4
12	ガストリン	( 2 )	RIA PEG法	負荷前200以下	2~4
13	アンギオテンシン I 転換酵素(ACE)	( 32 )	笠原法	8.3~21.4	2~4
14	レニン活性(PRA)	( 76 )	RIA2抗体法	臥位0.3~2.9 立位0.3~5.4	3~5
15	コルチゾール	( 123 )	ECLIA	6.24~18.0	2~4
16	アルドステロン	( 89 )	RIA固相法	随時35.7~240 臥位29.9~159 立位38.9~307	2~4
17	尿中アルドステロン	( 1 )	RIA固相法	10以下	3~7
18	NSE (神経特異エノラーゼ)	( 10 )	ECLIA	16.3以下	2~4
19	α-フェトプロテイン定量	( 34 )	CLEIA	10.0以下	2~4
20	IgE(非特異的IgE)	( 47 )	FEIA	173以下	2~4
21	ハルガヤ	( 1 )	FEIA	クラス 0	2~4
22	ブタクサ	( 1 )	FEIA	クラス 0	2~4
23	ヨモギ	( 1 )	FEIA	クラス 0	2~4
24	ヤケヒョウヒダニ(ダニ1)	( 1 )	FEIA	クラス 0	2~4
25	コナヒョウヒダニ(ダニ2)	( 1 )	FEIA	クラス 0	2~4
26	ハウスダスト1	( 1 )	FEIA	クラス 0	2~4
27	ハウスダスト2	( 1 )	FEIA	クラス 0	2~4
28	スキ	( 1 )	FEIA	クラス 0	2~4
29	フェリチン	( 331 )	CLEIA	M 39.4~340 F 3.6~114	2~4
30	トリプシン	( 5 )	ELISA	100~550	2~4
31	副甲状腺ホルモン (PTH)-インタクト	( 21 )	ECLIA	10~65	2~4
32	遊離サイロキシ (Free T4)	( 1,187 )	ECLIA	0.90~1.70	2~4
33	CA15-3	( 6 )	CLEIA	25.0以下	2~4
34	CA125	( 19 )	CLEIA	35.0以下	2~4
35	尿中カテコールアミン総	( 1 )	HPLC	52.0~195.3	3~5
36	尿中カテコールアミン3分画	( 1 )	HPLC	アドレナリン 3.4~26.9 ノルアドレナリン 48.6~168.4 ドーパミン 365.0~961.5 (μg/day)	3~5
37	尿中VMA	( 1 )	HPLC	1.5~4.3	3~5
38	メタネフリン総(尿)	( 1 )	HPLC	0.13~0.52	3~5
39	メタネフリン2分画	( 1 )	HPLC	メタネフリン 0.04~0.19 ノルメタネフリン 0.09~0.33 (mg/day)	3~5
40	血中11-OHCS	( 1 )	蛍光法(De Moor変法)	午前10時採血7.0~23.0	2~4
41	免疫電気泳動(抗ヒ全血清)	( 18 )	免疫電気泳動法	-	4~6
42	IgG	( 117 )	免疫比濁法	870~1700	2~4
43	IgA	( 101 )	免疫比濁法	110~410	2~4
44	IgM	( 96 )	免疫比濁法	M 33~190 F 46~260	2~4
45	セルロプラスミン	( 43 )	ネフェロメトリー	21~37	2~4
46	トランスフェリン	( 10 )	免疫比濁法	M 190~300 F 200~340	2~4
47	C3	( 54 )	免疫比濁法	86~160	2~4
48	C4	( 50 )	免疫比濁法	17~45	2~4
49	ハプトグロビン	( 1 )	ネフェロメトリー	1-1型 83~209 2-1型 66~218 2-2型 25~176	2~4
50	リポ蛋白分画	( 1 )	アガロース電気泳動法	α M 26.9~50.5 F 32.6~52.5 PRE β M 7.9~23.8 F 6.6~20.8 β M 35.3~55.5 F 33.6~52.0 (%)	2~4
51	LDHアイソザイム	( 5 )	アガロース電気泳動法	LDH1 21~31 LDH2 28~35 LDH3 21~26 LDH4 7~14 LDH5 5~13 (%)	2~4
52	ALPアイソザイム	( 13 )	アガロース電気泳動法	ALP2 36~74 ALP3 25~59 ALP5 0~16 (%)	2~4
53	アミラーゼアイソザイム	( 21 )	アガロース電気泳動法	TOTAL-S 36.0~84.3 TOTAL-P 15.7~64.0 (%)	2~4
54	CPKアイソザイム	( 13 )	アガロース電気泳動法	BB 2以下 MB 6以下 MM 93~99 (%)	2~4
55	尿中C-ペプチド(CPR)	( 1 )	CLEIA	29.2~167	2~4
56	インフルエンザウイルス A型 (CF)	( 1 )	CF(補体結合反応)	4未満	3~5
57	アデノウイルス (CF)	( 1 )	CF(補体結合反応)	4未満	3~5
58	アンチプラスミン	( 1 )	発色性合成基質法	85~115	2~4
59	単純ヘルペスウイルス (CF)	( 1 )	CF(補体結合反応)	4未満	3~5
60	水痘.帯状ヘルペスウイルス (CF)	( 8 )	CF(補体結合反応)	4未満	3~5
61	コクサッキーウイルス A群9型 (CF)	( 1 )	CF(補体結合反応)	4未満	3~5
62	コクサッキーウイルス B群1型 (CF)	( 1 )	CF(補体結合反応)	4未満	3~5
63	SCC	( 44 )	ECLIA	2.5以下	2~4

区分	項目名称	数量	検査方法	基準値	所要日数
64	コクサッキー ウイルス B群3型 (CF)	( 1 )	CF(補体結合反応)	4未満	3～5
65	サイトメガロウイルス (CF)	( 1 )	CF(補体結合反応)	4未満	3～5
66	オーム病クラミドフィラ(クラミジアシタシ)	( 1 )	CF	4未満	3～5
67	HANP	( 1 )	CLEIA	43.0以下	2～4
68	副甲状腺ホルモン (PTH)ーインタクト	( 2 )	ECLIA	10～65(pg/mL)	2～4
69	エリスロポエチン	( 21 )	CLEIA	4.2～23.7	2～4
70	パラインフルエンザ ウイルス 1型 (HI)	( 1 )	HI(赤血球凝集抑制反応)	10未満	3～5
71	アポリポ蛋白 A-I	( 1 )	免疫比濁法	M 119～155 F 126～165	2～4
72	アポリポ蛋白 A-II	( 1 )	免疫比濁法	M 25.9～35.7 F 24.6～33.3	2～4
73	パラインフルエンザ ウイルス 2型 (HI)	( 1 )	HI(赤血球凝集抑制反応)	10未満	3～5
74	アポリポ蛋白 B	( 96 )	免疫比濁法	M 73～109 F 66～101	2～4
75	パラインフルエンザ ウイルス 3型 (HI)	( 1 )	HI(赤血球凝集抑制反応)	10未満	3～5
76	アポリポ蛋白 E	( 1 )	免疫比濁法	M 2.7～4.3 F 2.8～4.6	2～4
77	単純ヘルペス ウイルス 1型 (NT)	( 2 )	NT(中和反応)	4未満	6～12
78	単純ヘルペス ウイルス 2型 (NT)	( 1 )	NT(中和反応)	4未満	6～12
79	ジソピラミド	( 2 )	EIA	2.0～5.0	2～4
80	EBウイルス 抗VCA IgG (FA)	( 2 )	FA(蛍光抗体法)	10未満	3～5
81	EBウイルス 抗VCA IgM (FA)	( 1 )	FA(蛍光抗体法)	10未満	3～5
82	EBウイルス 抗VCA IgA (FA)	( 1 )	FA(蛍光抗体法)	10未満	3～5
83	EBウイルス 抗EA-DR IgG (FA)	( 1 )	FA(蛍光抗体法)	10未満	3～5
84	EBウイルス 抗EA-DR IgA (FA)	( 1 )	FA(蛍光抗体法)	10未満	3～5
85	EBウイルス 抗EBNA (FA)	( 2 )	FA(蛍光抗体法)	10未満	3～5
86	梅毒定量 TPHA	( 10 )	PA	陰性(80未満)	2～4
87	抗streptokinase 抗体(ASK)	( 1 )	PA	成人2560未満 小児5120未満	2～4
88	寒冷凝集反応	( 1 )	HA	256未満	3～5
89	抗streptolysin-O 抗体(ASO)	( 4 )	ラテックス凝集免疫法	239以下	2～4
90	抗血小板抗体	( 1 )	MPHA(混合受身凝集法)	陰性	3～6
91	抗DNA抗体(RIA)	( 127 )	RIA硫酸塩析法	6.0以下	2～4
92	血清補体価	( 157 )	Mayer法相対比濁法	25.0～48.0	2～4
93	HBs抗原(MAT法)	( 3 )	磁性化粒子凝集法(MAT法)	陰性(8未満)	2～4
94	HBc抗体	( 1 )	PHA	陰性(64未満)	2～4
95	先天異常染色体 G-Banding	( 1 )	G-band	-	7～16
96	クンケル反応(ZTT)	( 2 )	日本消化器病学会肝機能研究班標準法変法	4.0～12.0	2～4
97	ビリルビン分画 (直接,間接)	( 1 )	化学酸化法	直接ビリルビン 0.4以下間接ビリルビン 0.8以下 (mg/dL)	2～4
98	乳酸	( 42 )	乳酸オキシダーゼによる酵素法	3.0～17.0(全血中)	2～4
99	ピルビン酸	( 40 )	ピルビン酸オキシダーゼによる酵素法	0.30～0.94(全血中)	2～4
100	リン脂質	( 1 )	酵素法	160～260	2～4
101	P(無機リン)	( 277 )	モリブデン酸直接法	2.4～4.3	2～4
102	クレアチン	( 12 )	酵素法	0.31～1.10	2～4
103	Mg(マグネシウム)	( 307 )	キシリジルブルー法	1.8～2.6	2～4
104	Cu(銅)	( 85 )	比色法	68～128	2～4
105	Cu(尿中銅)	( 1 )	原子吸光分析法	M 4.2～33.0 F 2.5～20.0	2～4
106	血清鉄(Fe)	( 344 )	ニトロソ-PSAP法	M 54～200 F 48～154	2～4
107	総鉄結合能(TIBC)	( 83 )	ニトロソ-PSAP法(計算法)	M 253～365 F 246～410	2～4
108	不飽和鉄結合能(UIBC)	( 80 )	ニトロソ-PSAP法	M 104～259 F 108～325	2～4
109	Zn(亜鉛)	( 53 )	比色法	80～130	2～4
110	リパーゼ	( 26 )	酵素法	11～59	2～4
111	アルドラーゼ	( 42 )	UV-酵素法	2.1～6.1	2～4
112	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)	( 260 )	酵素法(L-ロイシル-p-ニトロアニリド基質)	35～73	2～4
113	カテコールアミン3分画	( 48 )	HPLC	アドレナリン 100以下 ノルアドレナリン 100～450 ドパミン 20以下 (pg/mL)	3～5
114	テオフィリン	( 10 )	EIA	10.0～20.0	2～4
115	免疫複合体(C1q)	( 6 )	ELISA	3.0以下	2～4
116	心筋トロポニンT	( 4 )	ECLIA	0.014以下(急性心筋梗塞診断のカットオフ値0.100)	2～4
117	トロンボモジュリン	( 4 )	EIA	M 2.1～4.1 F 1.8～3.9	2～4
118	アトピー鑑別試験 (12種吸入性)	( 1 )	FEIA	陰性	2～4
119	クラミジアトラコマチス IgG(ELISA)	( 1 )	ELISA	0.90未満 陰性	2～4
120	プロテインS抗原量(トータル)	( 52 )	EIA	65～135	2～6
121	ヒアルロン酸	( 1 )	ラテックス凝集免疫比濁法	50以下	2～4
122	ハンコマイシン	( 21 )	EIA	Trough10～15	2～4
123	IgG型リウマチ因子	( 13 )	ELISA	2.0未満	2～4
124	抗Jo-1抗体	( 14 )	オクタロニー法	陰性	3～5
125	DLST	( 1 )	3H-サイミジン取り込み能	陰性	8～10
126	一般細胞診(その他)	( 32 )	喀痰)ババニコウ染色(その他)ババニコウ染色とPAS染色またはギムザ染色	-	4～7
127	血小板第4因子(PF-4)	( 1 )	EIA	20以下	2～6
128	抗サイログロブリン抗体	( 88 )	ECLIA	28未満	2～4
129	リポプロテイン(a)	( 162 )	LA(ラテックス凝集比濁法)	40以下(参考値)	2～4
130	抗SS-A/Ro抗体	( 77 )	オクタロニー法	陰性	3～5
131	抗SS-B/La抗体	( 24 )	オクタロニー法	陰性	3～5
132	クリプトコックス ネオフォルマン抗原	( 21 )	ラテックス凝集反応	陰性	2～4

区分	項目名称	数量	検査方法	基準値	所要日数
133	エラスターゼ1	(2)	ラテックス免疫比濁法	300以下	2~4
134	コクサッキー ウイルス A群7型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~13
135	コクサッキー ウイルス A群9型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~13
136	コクサッキー ウイルス B群1型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~13
137	コクサッキー ウイルス B群2型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~13
138	コクサッキー ウイルス B群3型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~13
139	コクサッキー ウイルス B群4型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~13
140	コクサッキー ウイルス B群5型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~13
141	コクサッキー ウイルス B群6型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~13
142	コクサッキー ウイルス B群2型 (CF)	(1)	CF(補体結合反応)	4未満	3~5
143	コクサッキー ウイルス B群4型 (CF)	(1)	CF(補体結合反応)	4未満	3~5
144	コクサッキー ウイルス B群5型 (CF)	(1)	CF(補体結合反応)	4未満	3~5
145	コクサッキー ウイルス B群6型 (CF)	(1)	CF(補体結合反応)	4未満	3~5
146	エコー ウイルス 3型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~11
147	エコー ウイルス 7型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~11
148	遊離トリヨードサイロニン (Free T3)	(812)	ECLIA	2.30~4.30	2~4
149	TSHレセプター抗体	(67)	RRA	15以下	2~4
150	抗RNP抗体	(15)	オクタロニー法	陰性	3~5
151	抗Sm抗体	(14)	オクタロニー法	陰性	3~5
152	シアルTn抗原 (STN)	(1)	RIA固相法	45以下	2~4
153	抗Scl-70抗体	(7)	オクタロニー法	陰性	3~5
154	1,5AG	(4)	酵素法	M 14.9~44.7 F 12.4~28.8	2~4
155	培養同定(血液、穿刺液)	(1)	培養同定	-	3~10
156	甲状腺刺激ホルモン (TSH)	(1,112)	ECLIA	0.500~5.00	2~4
157	尿中アルブミン	(1)	免疫比濁法	2~20	2~4
158	トキソプラズマ IgG抗体	(1)	ELISA	6未満	2~4
159	トキソプラズマ IgM抗体	(1)	ELISA	0.8未満	2~4
160	HVA	(1)	HPLC	4.4~15.1	3~6
161	VMA	(1)	HPLC	3.3~8.6	3~6
162	IGF-I (ソマトジンC)	(8)	RIA固相法(IRMA)	別添2参照	2~4
163	$\beta$ -トロポグロブリン ( $\beta$ -TG)	(2)	EIA	50以下	2~6
164	フォン・ウィルブラント因子抗原定量	(1)	ラテックス凝集反応	50~155	2~4
165	アルヘカシン	(1)	ラテックス凝集比濁法	Peak15~20 Trough1~2未満	2~4
166	凝固抑制 第VIII(8)因子	(1)	ベセスダ法	検出せず	2~4
167	凝固活性 第II因子(F2)	(1)	凝固時間法	75~135	2~4
168	凝固活性 第V因子(F5)	(1)	凝固時間法	70~135	2~4
169	凝固活性 第VII因子(F7)	(2)	凝固時間法	75~140	2~4
170	凝固活性 第VIII因子(F8)	(3)	凝固時間法	60~150	2~4
171	凝固活性 第IX因子(F9)	(3)	凝固時間法	70~130	2~4
172	凝固活性 第X因子(F10)	(1)	凝固時間法	70~130	2~4
173	凝固活性 第XI因子(F11)	(1)	凝固時間法	75~145	2~4
174	凝固活性 第XII因子(F12)	(1)	凝固時間法	50~150	2~4
175	アミカシン	(1)	EIA	Peak50~60 Trough4未満	2~4
176	プロゲステロン	(1)	ECLIA	別添3参照	2~4
177	DHEA-S	(3)	CLEIA法	別添4参照	2~4
178	テストステロン	(8)	ECLIA	M 1.31~8.71 F 0.11~0.47	2~4
179	HCG- $\beta$ サブユニット	(1)	RIA固相法	0.1以下	2~4
180	カルシトニン	(3)	ECLIA	M 9.52以下 F 6.40以下	2~4
181	フェノバルビタール	(38)	EIA	10~25	2~4
182	カルバマゼピン	(85)	EIA	4~12	2~4
183	プリミドン	(1)	EIA	5.0~12.0	2~4
184	エタノール	(10)	Gas-chromatograph法	0.1未満	3~6
185	炭酸リチウム	(5)	比色法	治療濃度範囲 0.3~1.2	2~4
186	カンジダ抗原(LA)	(9)	ラテックス凝集反応	陰性(2未満)	2~4
187	尿中HVA	(1)	HPLC	2.1~6.3	3~5
188	ホルフォビリノーゲン	(1)	比色法(M-G変法)	2.0以下	3~6
189	マンガン	(1)	原子吸光分光光度法	0.8~2.5	7~20
190	結石分析(成分比率)	(1)	赤外線吸収スペクトロフォトメリー	-	4~6
191	ミオグロビン	(31)	CLIA	M 154.9以下 F 106.0以下	2~4
192	抗ミコトリア抗体	(3)	FA	陰性(20未満)	2~4
193	トロンボテスト(TT)	(4)	凝固時間測定法	70以上	2~4
194	骨髄像	(3)	ギムザ染色による鏡検法	別添5参照	7~12
195	網状赤血球数	(75)	半導体レーザーを使用したフローサイトメトリー法	M 2~27 F 2~26	2~4
196	虫卵(塗抹)	(1)	直接塗抹法	(-)	4~6
197	レチノール結合蛋白(RBP)	(1)	ラテックス凝集比濁法	M 2.7~6.0 F 1.9~4.6	2~4
198	ヘパプラスチンテスト(HPT)	(2)	凝固時間測定法	70~130	2~4
199	ブレイアルブミン	(2)	免疫比濁法	22.0~40.0	2~4
200	アンチトロンビンIII(活性)	(296)	発色性合成基質法	79~121	2~4
201	総胆汁酸	(1)	酵素法	10.0以下	2~4
202	ジアゼパム	(1)	HPLC	ジアゼパム 600~1000(ng/mL)	3~5

区分	項目名称	数量	検査方法	基準値	所要日数
203	クロナセパム	(18)	LC/MS/MS	20~70	3~5
204	ゲンタマイシン	(3)	EIA	Peak15~20 Trough1未満	2~4
205	アルミニウム(AI)	(1)	原子吸光分析法	10以下	3~5
206	血中プロトポルフィリン	(1)	HPLC	30~86	7~11
207	イオン化カルシウム	(1)	イオン電極法	2.41~2.72	3~5
208	プラスミノゲン	(50)	発色性合成基質法	75~125	2~4
209	アデノシンデアミナーゼ(ADA)	(42)	酵素法	5.0~20.0	2~4
210	T4	(4)	ECLIA	6.10~12.4	2~4
211	ムンプスウイルス	(1)	CF(補体結合反応)、HI(赤血球凝集抑制反応)	CF:4未満、HI:8未満	3~5
212	日本脳炎ウイルス	(1)	CF(補体結合反応)、HI(赤血球凝集抑制反応)	CF:4未満、HI:シヤガ-10未満、シヤガ-2ME 10未満	CF:3~5 HI:4~7
213	麻疹ウイルス	(1)	HI(赤血球凝集抑制反応)	HI:8未満	3~5
214	風疹ウイルス	(1)	HI(赤血球凝集抑制反応)	8未満	3~5
215	マイコプラズマ	(4)	CF、PA	CF:4未満、PA:40未満	CF:3~5 PA:2~4
216	FTA-ABS	(6)	FTA-ABS:FA、FTA-ABS定量:FA	FTA-ABS:陰性、FTA-ABS定量:血清 陰性(20未満)、髄液 陰性(1未満)	2~4
217	β2マイクログロブリン	(18)	ラテックス凝集免疫法	蓄尿 230以下、部分尿 230以下、血清 1.0~1.9	2~4
218	病理組織(1)	(96)	ヘマトキシリン・エオジン染色	-	5~7
219	病理組織(2)	(1)	ヘマトキシリン・エオジン染色	-	5~7
220	特異的IgE	(2)	FEIA	クラス0 0.35未満	2~4
221	ヒノキ	(1)	FEIA	クラス0	2~4
222	サイトメガロウイルスpp65抗原 C7-HRP	(1)	直接酵素抗体法	陰性	2~4
223	コハク酸シベンゾリン	(7)	LC/MS/MS	Trough濃度70~250	3~5
224	フレカイニド	(5)	LC/MS/MS	200~1000	3~5
225	TSH刺激性レセプター抗体(TSAb)	(47)	Bioassay EIA	120以下	3~5
226	PIVKA-II(ECLIA)	(14)	ECLIA	40未満	2~4
227	総ホモステイン	(167)	HPLC	3.7~13.5	3~5
228	抗カルシオリピン・β2GP I抗体	(81)	ELISA	3.5未満	2~4
229	リポ蛋白質リパーゼ(LPL)	(1)	ELISA	164~284	2~6
230	抗カルシオリピン抗体(IgG)	(82)	ELISA	10未満	2~4
231	レムナト様リポ蛋白(RLP)コレステロール	(3)	酵素法	7.5以下	2~4
232	NTx	(1)	ELISA	別添6参照	2~4
233	プロテインS活性	(18)	凝固時間法	M 67~164 F 56~126	2~4
234	FDP定量(尿中)	(1)	LPIA	100以下	2~6
235	PR3-ANCA	(205)	CLEIA	3.5未満	2~4
236	抗アセチルコリンレセプター抗体	(74)	RIA	0.2以下	3~7
237	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	(93)	ECLIA	16未満	2~4
238	消化状態	(1)	ズダンIII染色法、ヨード染色法	未設定	6~7
239	プロパフェノン	(1)	LC/MS/MS	-	3~5
240	1,25-(OH)2ビタミンD	(5)	RIA2抗体法	成人20.0~60.0 小児20.0~70.0	3~7
241	テイコプラニン	(1)	ラテックス凝集比濁法	Trough15~30	2~4
242	トータルPAI-1(tPA PAI-1複合体)	(1)	LPIA	50以下	2~5
243	塩酸ピルジカニド	(2)	LC/MS/MS	0.2~0.9	3~5
244	グリコアルブミン	(89)	酵素法	12.4~16.3	2~4
245	EBウイルス 抗VCA IgG (EIA)	(12)	EIA	0.5未満 陰性	2~4
246	副甲状腺ホルモン関連蛋白	(3)	RIA固相法(IRMA)	1.1以下	5~7
247	シフラ(サイトケラチン19フラグメント)	(26)	CLEIA	3.5以下	2~4
248	BNP	(878)	CLEIA	18.4以下	2~4
249	血清アミロイドA蛋白(SAA)	(5)	ラテックス凝集免疫法	8.0以下	2~4
250	サイログロブリン	(30)	ECLIA	33.7以下	2~4
251	KL-6	(25)	ECLIA	500未満	2~4
252	肺サーファクタント蛋白D(SP-D)	(12)	EIA	110未満	2~4
253	ProGRP	(32)	CLEIA	81未満	2~4
254	骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)	(19)	CLEIA	M 3.7~20.9 F(閉経前)2.9~14.5 F(閉経後)3.8~22.6	2~4
255	I CTP	(1)	RIA2抗体法	4.5未満	2~4
256	ループスアンチコアグラント(dRVVT)	(73)	希釈ラッセル蛇毒時間法	1.3未満	2~4
257	抗GBM抗体	(18)	CLEIA	3.0未満	2~4
258	NTx(骨粗鬆症)	(7)	ELISA	M 13.0~66.2 F(閉経前)9.3~54.3 F(閉経後)14.3~89.0(参考値)	2~4
259	アスペルギルス抗原	(8)	ELISA	0.5未満 陰性	2~4
260	病理組織検査(骨髄生検)	(2)	ヘマトキシリン・エオジン染色および特殊染色(ギムザ、ナフトール、鍍銀、鉄)	-	5~7
261	HCV群別(グルーピング)	(2)	CLEIA	-	2~4
262	ビタミンB2	(3)	HPLC	66.1~111.4	3~5
263	β-D-グルカン	(36)	発色合成基質法	20.0以下(カットオフ値)	2~4
264	アミオダロン	(1)	LC/MS/MS	-	3~5
265	インスリン	(141)	CLEIA	負荷前1.84~12.2	2~4
266	癌胎児性抗原(CEA)	(88)	CLEIA	5.0以下	2~4
267	Two-color CD4/CD8	(1)	Two-colorフローサイトメトリー	CD4(-)CD8(+) 22.0~54.0 CD4(-)CD8(-) 14.0~38.0 CD4(+)CD8(-) 23.0~52.0 CD4(+)CD8(+) 7.0以下(%) CD4/CD8比 0.40~2.30	3~5

区分	項目名称	数量	検査方法	基準値	所要日数
268	尿素呼吸気試験(U)IR法	(2)	赤外分光分析法(IR)	2.5未満	3~5
269	HBs抗体 (CLIA)	(1)	CLIA	ワクチンカットオフ 10.0未満	2~4
270	抗LKM-1抗体	(1)	ELISA	17未満	2~5
271	ミェリン塩基性蛋白 (MBP)	(42)	ELISA	102以下	3~9
272	HER2/neuタンパク (染色法)	(1)	酵素抗体法(ENVISION法)	-	7
273	MMP-3(マトリックスメタロプロテイナーゼ3)	(47)	LTIA	M 36.9~121 F 17.3~59.7	2~4
274	ER/PGR(IHC)	(1)	酵素抗体法(LSAB法)	-	7
275	PSA(CLEIA)	(119)	CLIA	4.00以下	2~4
276	MPO-ANCA	(206)	CLEIA	3.5未満	2~4
277	HCV抗原(コア蛋白質)	(17)	CLIA	3.0未満(定量下限値)	2~4
278	フィブリンモノマー複合体定量	(264)	ラテックス免疫比濁法	6.1以下	2~4
279	CA72-4(ECLIA)	(1)	ECLIA	10.0以下	2~4
280	抗アスモグレイン1抗体	(1)	CLEIA	20.0未満	2~4
281	抗アスモグレイン3抗体	(1)	CLEIA	20.0未満	2~4
282	可溶性IL-2 レセプター	(47)	CLEIA	145~519	2~4
283	クリプトコックス ネオフォルマン抗原定量	(1)	ラテックス凝集反応	陰性1未満(報告書未掲載)	2~4
284	CD4	(1)	フローサイトメトリー	25.0~54.0	3~5
285	CD8	(1)	フローサイトメトリー	23.0~56.0	3~5
286	副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)	(178)	ECLIA	7.2~63.3	2~4
287	副甲状腺ホルモン (Whole PTH)	(1)	CLEIA	8.3~38.7(pg/mL)	2~4
288	アセタゾールアミド	(1)	HPLC	未設定	3~9
289	尿中アルブミン(クレアチニン換算値)	(517)	免疫比濁法	尿中アルブミン換算値 10.0以下(mg/g・CRE)	2~4
290	γ-セミアグロブリン(γ-Sm)	(1)	CLEIA	4.0以下	2~4
291	Nアセチルグルコサミンナーゼ(NAG)	(14)	比色法	0.7~11.2	2~4
292	プロテインC(抗原量)	(54)	LPIA	70~150	2~5
293	Dダイマー	(1)	ラテックス免疫比濁法	1.0未満	2~4
294	水痘・帯状ヘルペスウイルスIgG(EIA)	(39)	EIA	2.0未満 陰性	2~4
295	水痘・帯状ヘルペスウイルスIgM(EIA)	(39)	EIA	0.80未満 陰性	2~4
296	サイトメガロウイルス IgG (EIA)	(14)	EIA	2.0未満 陰性	2~4
297	サイトメガロウイルス IgM (EIA)	(13)	EIA	0.80未満 陰性	2~4
298	単純ヘルペスウイルス IgG (EIA)	(28)	EIA	2.0未満 陰性	2~4
299	単純ヘルペスウイルス IgM (EIA)	(27)	EIA	0.80未満 陰性	2~4
300	風疹ウイルス IgG (EIA)	(7)	EIA	2.0未満 陰性	2~4
301	風疹ウイルス IgM (EIA)	(6)	EIA	0.80未満 陰性	2~4
302	ムンプスウイルス IgG (EIA)	(5)	EIA	2.0未満 陰性	2~4
303	ムンプスウイルス IgM (EIA)	(5)	EIA	0.80未満 陰性	2~4
304	麻疹ウイルス IgG (EIA)	(7)	EIA	2.0未満 陰性	2~4
305	麻疹ウイルス IgM (EIA)	(7)	EIA	0.80未満 陰性	2~4
306	コクサッキーウイルス A群2型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~13
307	コクサッキーウイルス A群3型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~13
308	凝固抑制 第IX(9)因子	(1)	ベセスダ法	検出せず	2~4
309	血中ケトン体分画(静脈血)	(3)	酵素法	アセト酢酸 55以下 3-ヒドロキシ酪酸 85以下 総ケトン体 130以下 (μmol/L)	2~4
310	HTLV-I (ATLV) 抗体 (PA)	(10)	PA	16未満	2~4
311	PAIgG (血小板関連IgG)	(5)	ELISA	46以下	2~4
312	α1-マイクログロブリン	(1)	ラテックス凝集免疫法	M 12.5~25.5 F 11.0~19.0	2~4
313	プロテインC活性	(67)	凝固時間法	64~146	2~4
314	FDP定量(血中)	(10)	ラテックス免疫比濁法	4以下	2~4
315	シアルLeX-i抗原 (SLX)	(3)	RIA固相法	38以下	2~4
316	NCC-ST-439	(1)	EIA	M 4.5未満 F (49歳以下)7.0未満 F (50歳以上)4.5未満	2~4
317	フォン・ウィルブラント因子活性	(14)	固定血小板凝集法	60~170	2~4
318	DUPAN-2	(4)	EIA	150以下	2~4
319	虫卵(集卵)	(1)	集卵法(浮遊法)	(-)	4~6
320	α2PIプラスミン複合体(PIC)	(50)	LPIA	0.8以下	2~4
321	ハロヘリトール	(1)	金コロイド凝集法	3~17	2~4
322	IV型コラーゲン・7S	(1)	RIA2抗体法	6以下	3~5
323	尿中コルチゾール	(3)	RIA固相法	11.2~80.3	2~6
324	可溶性フィブリンモノマー複合体SFMC	(16)	凝集反応	陰性	2~4
325	梅毒定量 RPR法	(12)	凝集反応	陰性(1未満)	2~4
326	コレステロール分画	(1)	アガロース電気泳動法	HDLコレステロール 23~48 LDLコレステロール 47~69 VLDLコレステロール 2~15 (%)	2~4
327	P型アミラーゼ定量	(11)	JSCC標準化対応法	21~64	2~4
328	アブリンジン	(1)	LC/MS/MS	0.25~1.25	3~5
329	塩基性フェトプロテイン(BFP)	(1)	EIA	75未満	2~4
330	レニン定量(活性型)	(11)	RIA固相法	随時3.2~36 臥位2.5~21 立位3.6~64	2~5
331	心室筋ミオシン軽鎖 I	(1)	EIA	2.5以下	2~4
332	SPan-1	(1)	RIA固相法(IRMA)	30以下	2~4
333	シクロスボリン	(15)	ECLIA	-	2~4
334	酵素抗体 上皮細胞膜抗原	(1)	LSAB法	-	5~8
335	酵素抗体 ビメンチン	(1)	LSAB法	-	5~8

区分	項目名称	数量	検査方法	基準値	所要日数
336	酵素抗体グリア線維性酸性蛋白	(1)	LSAB法	-	5~8
337	病理 酵素抗体	(1)	-	-	5~8
338	血清 NTX(骨粗鬆症)	(1)	ELISA	M 9.5~17.7 F (閉経前)7.5~16.5 F (閉経後)10.7~24.0 骨折リスク カットオフ値16.5、 骨量減少 カットオフ値13.6	2~4
339	黄体形成ホルモン(LH)	(14)	CLIA	別添7参照	2~4
340	卵泡刺激ホルモン(FSH)	(15)	CLIA	別添8参照	2~4
341	IV型コラーゲン	(1)	ラテックス凝集比濁法	150以下	2~4
342	HCG	(1)	CLEIA	2.7以下	2~4
343	凝固第XIII因子抗原量(F13)	(1)	ラテックス凝集法	70以上	2~4
344	HBe抗原	(3)	CLEIA	C.O.I. 1.0未満	2~4
345	HBe抗体	(3)	CLEIA	INHIBITION 60未満(%)	2~4
346	IgM-HBc抗体	(1)	CLIA	S/CO 1.00未満	2~4
347	抗核抗体(ANA)	(290)	FA	40未満	2~4
348	CA19-9	(95)	CLEIA	37.0以下	2~4
349	抗IA-2抗体(ELISA)	(1)	ELISA	0.6未満(U/mL)	3~6
350	抗ヘリコバクターピロリIgG抗体	(1)	EIA	10未満	2~4
351	IgGインテックス	(157)	免疫比濁法、ネフェロメトリー法	-	不定期
352	シスタチン C	(20)	金コロイド凝集法	M 0.63~0.95 F 0.56~0.87	2~4
353	プロトロンビン フラグメントF1+2	(220)	ELISA	69~229	2~4
354	ガハペンチン	(9)	LC/MS/MS	未設定	3~5
355	抗シトリン化ペプチド(CCP)抗体	(65)	CLEIA	4.5未満	2~4
356	抗BP180抗体	(1)	CLEIA	9.0未満	2~4
357	IgM-HA抗体	(1)	CLIA	陰性:0.80 S/CO未満	2~4
358	HA抗体	(1)	CLIA	陰性:1.00 S/CO未満	2~4
359	HCV RNA定量(リアルタイムPCR)	(9)	RT-PCR(リアルタイムPCR)	検出せず	3~5
360	抗ss-DNA IgG抗体 (ELISA)	(22)	ELISA	25以下	2~4
361	抗ds-DNA IgG抗体 (ELISA)	(75)	ELISA	12以下	2~4
362	TRACP-5b	(44)	EIA	M 170~590 F (YAM)120~420	2~4
363	酸化LDL(MDA-LDL)	(4)	ELISA	45才未満男性、 55才未満女性:46~82 45才以上男性、55才以上女性:61~105	3~5
364	プロカルシトニン(PCT)	(100)	CLEIA	0.05以下 敗血症(細菌性)鑑別診断のカットオフ値 0.50未満 敗血症(細菌性)重症度判定のカットオフ値 2.00以上	2~4
365	結核菌群核酸同定 DNA (リアルタイムPCR)	(1)	PCR(リアルタイムPCR)	陰性	2~4
366	MAC核酸同定DNA (リアルタイムPCR)	(1)	PCR(リアルタイムPCR)	陰性	2~4
367	血中アミノ酸分析(39種類)	(2)	LC/MS	別添9参照	4~6
368	アミノ酸分析 9種類(LC/MS)	(1)	LC/MS	別添9参照	3~5
369	梅毒定性 TP抗体(LA)	(2)	ラテックス比濁法	陰性(定量値 5U/mL未満)	2~4
370	梅毒定性 RPR(LA)	(2)	ラテックス比濁法	陰性	2~4
371	インスリン抗体	(1)	RIA法	0.4未満	3~7
372	結核菌特異的IFN- $\gamma$ ELISPOT	(19)	ELISPOT法	陰性	3~5
373	抗ミトコンドリア M2抗体	(12)	CLEIA	7.0未満	2~4
374	ペプシジン	(1)	LC/MS/MS	250~800(治療濃度範囲)	3~5
375	レベチラセタム	(108)	LC/MS/MS	-	3~5
376	トピラマート	(1)	LC/MS/MS	-	3~5
377	グルカゴン(IRG)	(1)	RIA2抗体法	70~174	4~10
378	リン酸化タウ蛋白	(6)	ELISA	50未満	不定期
379	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	(16)	RIA	0.02未満	3~9
380	クラミジア(クラミジア)ニューモニエ IgG	(1)	ELISA	30未満 陰性	2~4
381	抗ARS抗体	(7)	ELISA	25.0未満 陰性	2~4
382	エンドトキシン定量	(1)	比濁時間分析法	1.0以下(カットオフ値)	2~4
383	HTLV-I 抗体 (ラインプロット法)	(1)	ラインプロット法	陰性	3~5
384	抗セントロメア抗体 (ELISA)	(23)	ELISA	10.0未満	2~4
385	エコー ウイルス 12型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~13
386	エコー ウイルス 11型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	7~13
387	リポ蛋白分画(DISK)	(97)	ポリアクリルアミドゲルディスク電気泳動法	HDL M 22~47 F 27~50 LDL M 46~68 F 44~66 VLDL M 3~19 F 2~12 (%)	3~7
388	尿中ミオグロビン	(5)	RIA2抗体法	10以下	2~5
389	白血球中 $\alpha$ -ガラクトシダーゼA	(1)	人工基質法	未設定	不定期
390	リウマチ因子(RF) 定量	(187)	ラテックス凝集免疫比濁法	15以下	2~4
391	メキシレチン	(1)	LC/MS/MS	0.5~2.0	3~5
392	PAP(パラフィン)	(9)	酵素抗体法	-	10~14
393	ヒトパルボ ウイルスB19 IgM (EIA)	(1)	EIA	0.80未満 陰性	2~4
394	ビタミンC (アスコルビン酸)	(1)	HPLC	5.5~16.8(血清中)	3~5
395	DMキナーゼ DNA サザン	(1)	サザンハイブリダイゼーション法	正常バンド Eco RI処理 約 9.8、 8.6kb Bgl I 処理 約 3.4kb	約3週間
396	高感度CRP	(291)	ネフェロメトリー	1500(0.15mg/dL)以下(報告書未掲載)	2~7
397	クロハサム	(3)	LC/MS/MS	-	3~5

区分	項目名称	数量	検査方法	基準値	所要日数
398	抗酸菌同定(DDH法)	(1)	マイクロプレートハイブリダイゼーション法	-	2~5週
399	ラモトリギン	(11)	LC/MS/MS	-	3~5
400	クラミドフィラ(クラミジア)ニューモニエ IgM	(1)	ELISA	0.5未満 陰性	2~4
401	百日咳抗体(EIA)	(1)	EIA	PT-IgG 10未満 FHA-IgG 10未満 (EU/mL)	2~4
402	トピラマート	(1)	LC/MS/MS	未設定	3~5
403	アポリポ蛋白 C-II	(1)	免疫比濁法	M 1.8~4.6 F 1.5~3.8	2~4
404	蛋白分画	(1)	キャピラリー電気泳動法	ALB 55.8~66.1(%) α1-グロブリン 2.9~4.9(%) α2-グロブリン 7.1~11.8(%) β1-グロブリン 4.7~7.2(%) β2-グロブリン 3.2~6.5(%) γ-グロブリン 11.1~18.8(%) A/G 1.3~1.9	2~4
405	チミンキナーゼ活性	(9)	CLIA	7.5以下	4~6
406	抗酸菌感受性(4薬剤以上)	(1)	一濃度比率法	-	2~4週
407	タウ蛋白	(3)	ELISA	1200未満	11~22
408	HIV抗原・抗体	(19)	CLEIA	陰性	3~5
409	虫体検出	(1)	鏡検法	(-)	4~6
410	total P1NP	(32)	ECLIA	M (30~83歳)18.1~74.1 F (閉経前:30~44歳)16.8~70.1 F (閉経後:45~79歳)26.4~98.2	2~4
411	5-HIAA	(1)	HPLC	1.8~6.1	3~6
412	抗利尿ホルモン(AVP)	(23)	RIA2抗体法	水制限4.0以下 自由飲水2.8以下	5~7
413	特異的IgE(C-PAC16)鼻炎喘息	(1)	FEIA	クラス 0	2~4
414	抗GAD抗体	(83)	ELISA	5.0未満	2~4
415	抗RNP抗体 (ELISA)	(24)	CLEIA	10.0未満	2~4
416	抗SS-A/Ro抗体 (ELISA)	(89)	CLEIA	10.0未満	2~4
417	抗SS-B/La抗体 (ELISA)	(48)	CLEIA	10.0未満	2~4
418	抗Scl-70抗体 (ELISA)	(25)	CLEIA	10.0未満	2~4
419	抗Jo-1抗体 (ELISA)	(34)	CLEIA	10.0未満	2~4
420	抗Sm抗体(CLEIA)	(16)	CLEIA	10.0未満	2~4
421	タクロリムス	(17)	ECLIA	-	2~4
422	シアルルLeX抗原 (CSLEX)	(1)	EIA	8.0未満	2~6
423	ループスアンチコアグラント(PL中和)	(9)	リン脂質中和法	1.16以下	2~4
424	AR遺伝子CAG反復配列解析	(1)	PCR	-	12~16
425	HIT抗体	(1)	ラテックス比濁法	1.0未満 陰性 (U/mL)	2~6
426	特異的IgE(MAST 36 アレルゲン)	(4)	CLEIA	MASTクラス 0 1.39以下 (LC)	3~5
427	抗GQ1b IgG抗体	(1)	ELISA	COI 0.400未満, 判定:陰性	7~11
428	抗酸菌分離培養(液体法)	(1)	液体法	-	~6週 陽性:随時報告 陰性:3週で中間報告
429	クリオグロブリン定性	(3)	寒冷沈澱法	陰性	4~6
430	HBs抗原(HQ)	(1)	CLEIA	0.005未満 (IU/mL)	2~4
431	PSA F/T比タンデム	(21)	CLEIA	25(グレーゾーンにおけるカットオフ値)(%)	2~4
432	HBc抗体(IgG)	(1)	CLEIA	C.O.I. 1.0未満	2~4
433	ラコサミド	(9)	LC/MS/MS	-	3~5
434	EBウイルス 抗EA IgG (EIA)	(8)	EIA	0.5未満 陰性	2~4
435	EBウイルス 抗VCA IgM (EIA)	(13)	EIA	0.5未満 陰性	2~4
436	EBウイルス 抗EBNA IgG (EIA)	(13)	EIA	0.5未満 陰性	2~4
437	クラミジアトラコマティスDNA	(1)	PCR(リアルタイムPCR)	陰性	2~4
438	淋菌DNA	(1)	PCR(リアルタイムPCR)	陰性	2~4
439	便中ヘリコバクターピロリ抗原	(1)	ELISA	陰性	2~4
440	不規則性抗体	(1)	カラム凝集法[クームス法、酵素法(フィシン法)]	-	3~5
441	免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比	(1)	ネフェロメトリー	κ型 3.3~19.4(mg/L) λ型 5.7~26.3(mg/L) κ/λ比 0.26~1.65	3~5
442	C1インアクチベーター活性	(1)	発色性合成基質法	70~130	2~4
443	L-FABP(CLEIA)	(1)	CLEIA	L-FABPクレアチニン換算値 8.4以下(μg/gCr)	2~4
444	アミノ酸分析	(1)	HPLC	別添9参照	7~10
445	血中ケトン体分画(動脈血)	(1)	酵素法	ケトン体比 アセト酢酸/3-ヒドロキシ酪酸比 0.7以上	2~4
446	イヌリン 定量	(6)	酵素法	(mg/dL)	2~8
447	FDP定量	(1)	ラテックス免疫比濁法	血漿 4以下(μg/mL)	2~4
448	抗アケアポリン4抗体	(25)	ELISA	3.0未満	2~8
449	IgG4(LTIA)	(34)	ラテックス免疫比濁法	4.5~117	2~4
450	HBV DNA定量(IU)(リアルタイムPCR)	(20)	PCR(リアルタイムPCR)	検出せず	3~5
451	オステオカルシン	(7)	ECLIA	M 8.4~33.1 F (閉経前)7.8~30.8 F (閉経後)14.2~54.8	2~4
452	HBc抗体(IgG)	(1)	CLEIA	C.O.I. 1.0未満	2~4
453	結核菌群核酸同定 リアルタイムPCR	(11)	PCR(リアルタイムPCR)	陰性	2~4
454	MAC核酸同定 リアルタイムPCR	(3)	PCR(リアルタイムPCR)	アヒウム 陰性 イントラセルラー 陰性	2~4
455	虫卵(沈澱)	(1)	遠心沈澱法	(-)	4~6
456	ポリコナゾール	(1)	LC/MS/MS	未設定	3~5
457	EGFR変異解析 v2.0	(1)	PCR(リアルタイムPCR)	-	3~6
458	抗酸菌感受性(MIC)	(1)	微量液体希釈法	-	2~3週
459	免疫電気泳動(特異抗血清)	(20)	免疫固定法	-	4~6
460	尿中免疫電気泳動	(27)	免疫固定法	-	3~5

区分	項目名称	数量	検査方法	基準値	所要日数
461	TPA	( 1 )	CLIA	75未満	4~6
462	エストロジオール(E2)	( 1 )	ECLIA	別添10参照	2~4
463	HTLV-I (ATLV)抗体	( 11 )	CLEIA	陰性	2~4
464	トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体	( 325 )	CLEIA	3.0以下	2~4
465	ゾニサミド	( 32 )	ラテックス凝集法	10~30 $\mu$ g/mL	2~4
466	オリゴクロナルバンド(IEF)	( 31 )	等電点電気泳動法	検出せず	10~14
467	HIV-1RNA定量(リアルタイムPCR)	( 1 )	RT-PCR(リアルタイムPCR)	検出せず	3~5
468	脂肪酸分画(4成分)	( 31 )	Gas-chromatograph法	ジホモ- $\gamma$ -リノレン酸 22.6~72.5 アラキドン酸 135.7~335.3 エイコサペンタエン酸 10.2~142.3 ドコサヘキサエン酸 54.8~240.3( $\mu$ g/mL) EPA/AA比 0.05~0.61 DHA/AA比 0.27~1.07 (EPA + DHA)/AA比 0.32~1.66	4~6
469	細胞診(尿LBC)	( 46 )	パパンニコロウ染色	-	4~7
470	鼻汁中好酸球	( 1 )	MAY-Giemsa重染色法	(-)	6~7
471	淋菌 C.トラコマチスDNA同時同定	( 1 )	PCR(リアルタイムPCR)	陰性	2~4
472	ヘランパネル	( 9 )	LC/MS/MS	-	3~5
473	HTT遺伝子CAG反復配列解析	( 1 )	PCR	-	12~16
474	EBウイルス核酸定量(WBC)	( 1 )	PCR(リアルタイムPCR)	検出せず	2~4
475	抗酸菌同定(質量分析)	( 2 )	MALDI-TOF-MS	-	2~5
476	エヘロリムス	( 1 )	ECLIA	免疫抑制剤 Trough3.0~8 抗悪性腫瘍剤 Trough5~15	2~4
477	25ヒドロキシビタミンD	( 1 )	CLEIA	ビタミンD欠乏20以下	2~4
478	Major BCR-ABL1キメラmRNA定量	( 1 )	RT-PCR(リアルタイムPCR)	キメラmRNAを検出せず(コピー/ $\mu$ gRNA)	3~5
479	JAK2 V617F遺伝子変異解析	( 1 )	PCR(リアルタイムPCR)	変異検出せず	8~12
480	ADAMTS13-活性	( 1 )	ELISA	0.10未満 (IU/mL)10未満 (%)	2~5
481	ADAMTS13 インヒビター	( 1 )	ELISA	0.5以上 (BU/mL)陽性	2~5
482	特異的IgE(MAST 48 mix)	( 1 )	CLEIA	MASTクラス 0 1.39以下 (LC)	4~6
483	オートクシン	( 1 )	FEIA	M 肝線維化0.910、肝硬変1.69 F :肝線維化1.27、肝硬変2.12(カットオフ値)	2~4
484	先天性QT延長症候群遺伝子解析	( 1 )	次世代シーケンシング(NGS)法	-	35~45
485	遊離脂肪酸(NEFA)	( 1 )	酵素法	140~850	2~4
486	尿中ヘリコバクター・ピロリ抗体	( 1 )	ELISA	尿中ヘリコバクター・ピロリ抗体(INDEX) 1.0未満 尿中ヘリコバクター・ピロリ抗体(判定) 陰性	2~8
487	TSHレセプター抗体(第3世代)	( 6 )	ECLIA	2.0未満	2~4
488	可溶性IL-2レセプター(sIL-2R)	( 17 )	CLEIA	157~474	2~4
489	結核菌群核酸同定(TRC)	( 1 )	TRC法	陰性	2~4
490	IgG4(LA)	( 10 )	ラテックス免疫比濁法	11~121	2~4
491	脂肪酸分画(24成分)	( 1 )	Gas-chromatograph法	別添11参照	10~14
492	血液疾患染色体 G-Banding	( 2 )	G-band	-	8~14
493	好中球BCR-ABL1 t(9;22)(F)	( 1 )	FISH	-	7~10
494	BCR-ABL1 t(9;22)転座 FISH	( 1 )	FISH	-	7~10
495	MPL・CALR遺伝子変異解析	( 1 )	PCR	変異検出せず	4~8
496	アンチトロンビンⅢ抗原量	( 28 )	LP法	23.6~33.5	2~8
497	PSA(CLIA)	( 4 )	CLIA	4.00以下(ng/mL)	2~4
498	骨髄標本作成	( 4 )	-	-	7~12
499	尿中蛋白分画	( 3 )	アガロースゲル電気泳動法	-	2~4
500	$\alpha$ -L-イソプロピルアミン	( 1 )	人工基質法	未設定	不定期
501	抗GM1 IgG抗体	( 1 )	ELISA	COI 0.400未満, 判定:陰性	7~11
502	マラリア原虫	( 2 )	ライト染色	-	6~7
503	白血病キメラスクリーニング(定量)	( 1 )	RT-PCR(リアルタイムPCR)	-	3~5
	計	( 17,571 )			

## 未保険検査

区分	項目名称	数量	検査方法	基準値	所要日数
1	抗平滑筋抗体	(2)	FA	陰性(40未満)	2~4
2	抗胃壁細胞抗体	(3)	FA	陰性(10未満)	2~4
3	β-リポ蛋白	(1)	免疫比濁法	220~650	2~4
4	リゾチーム	(9)	比濁法	5.0~10.2	2~4
5	ビタミンE分画	(1)	HPLC	α-トコフェロール 0.49~1.09 β-トコフェロール 0.02以下 γ-トコフェロール 0.05~0.17 δ-トコフェロール 0.01以下 (mg/dL)	不定期
6	ミエリン随伴性糖蛋白 自己抗体	(1)	ELISA	SGPG(ELISA)3200以下 MAG(ELISA)1600以下	24~29
7	コレチゾン	(1)	RIA硫酸塩析法	(健常成人午前9時~12時) M 14.3~35.1 F 10.4~35.0	8~21
8	ビタミンA	(1)	HPLC	97~316	3~5
9	ビタミンB6	(11)	HPLC	ピリドキサミン M 0.6以下 F 0.6以下 ピリドキサーール M 6.0~40.0 F 4.0~19.0 ピリドキシン M 3.0以下 F 3.0以下 (ng/mL)	3~5
10	ビタミンE	(8)	蛍光法	0.75~1.41	6~10
11	血中鉛(Pb)	(1)	原子吸光分析法	-	3~5
12	カドミウム	(1)	原子吸光法	1以下	9~14
13	胸水中ヒアルロン酸	(2)	ラテックス凝集免疫比濁法	-	2~4
14	ループスアンチコアグulant(APTT凝固)	(1)	APTT凝固時間法	46.5以下	2~4
15	IL-10(インターロイキン-10)	(1)	ELISA	5以下(参考値)	不定期
16	極長鎖脂肪酸	(3)	Gas-chromatograph法(GC-MSD)	C24:0 / C22:0 0.628~0.977 C25:0 / C22:0 0.012~0.023 C26:0 / C22:0 0.003~0.006	6~19
17	可溶性VCAM-1	(1)	ELISA	277~836(参考値)	不定期
18	G-CSF	(1)	ELISA	39.0以下(参考値)	不定期
19	アポリポ蛋白E フェノタイプ	(37)	等電点電気泳動法によるイムノブロット法	未設定	4~20
20	ヘリコバクター・ピロリ判定	(1)	ヘマトキシリン・エオジン染色ギムザ染色	-	5~7
21	抗ランゲルハンス氏島 抗体(ICA)	(1)	免疫蛍光抗体間接法	陰性(1.25未満)	12~17
22	破傷風抗体	(1)	EIA	0.10以上	13~17
23	ジフテリア抗体	(1)	EIA	0.10以上	13~17
24	抗カルジオリピン抗体 (IgM)	(1)	ELISA	8未満	3~5
25	サイトカイン検査15	(1)	-	-	不定期
26	HLA-DR	(1)	フローサイトメトリー	11.0~46.0	3~5
27	ビタミンK分画	(1)	HPLC	ビタミン K1 0.15~1.25 ビタミン K2(MK-4) 0.10以下 (ng/mL)	3~9
28	フォンウィルブラント因子マルチマー解析	(1)	SDSアガロースゲル電気泳動法	NORMALパターン	7~13
29	単純ヘルペスウイルスDNA (PCR)	(19)	PCR	陰性	3~5
30	サイトメガロウイルスDNA (PCR)	(1)	PCR	陰性	3~5
31	アスペルギルス抗体	(1)	オクタルロー法	陰性	5~7
32	未染標本作製	(3)	-	-	5~7
33	染色標本作製	(3)	-	-	5~7
34	関節液検査	(4)	顕鏡検査	-	3~5
35	抗ds-DNA IgM抗体 (ELISA)	(1)	ELISA	6未満	2~8
36	ペントキサシン3(PX3)	(45)	ELISA	0.73~5.49	3~9
37	アデヒポネクチン(LA)	(45)	ラテックス免疫比濁法	4.0以上	2~4
38	sd LDL	(45)	直接法	男性 21~44歳、女性 21~54歳: 9.5~42.5(mg/dL) 男性 45~75歳、女性 55~75歳: 10.7~48.7	2~4
39	EBウイルス核酸定量	(1)	PCR(リアルタイムPCR)	検出せず	2~4
40	日本脳炎ウイルスRNA (RT-PCR)	(1)	RT-PCR	陰性	7~11
41	水痘・帯状ヘルペスウイルスDNA	(14)	PCR	陰性	3~5
42	細菌DNA特殊検査 20	(1)	-	-	不定期
43	リポ蛋白分画RM値	(95)	ポリアクリルアミドゲルディスク電気泳動法	-	3~7
44	IL-6(インターロイキン-6)	(2)	CLEIA	4.0以下	2~5
45	電顕病理 未保点	(1)	超薄切片法	-	21~28
46	ウイルス遺伝子検査	(1)	RT-PCR	-	不定期
47	IL-1β(インターロイキン-1β)	(1)	ELISA	10以下(参考値)	不定期
48	カリニ染色	(1)	グロコット染色	-	2週間
49	遺伝子解析PCR 30	(2)	-	-	不定期
50	SCA-6 DNA PCR	(1)	ダイレクトシーケンス	CAG反復配列数:4~16回	不定期
51	乱用薬物スクリーニング	(1)	(スクリーニング)EMIT法/(確認検査)LC-MS/MS法	検出せず	6~10
52	手術材料(1)	(1)	ヘマトキシリン・エオジン染色	-	14~21
53	カルニチン分画	(15)	酵素サイクリング法	総カルニチン 45~91 遊離カルニチン 36~74 アシルカルニチン 6~23 (μmol/L)	2~4
54	抗内因子抗体	(1)	CLEIA	(-)	2~6
55	ブロック作製	(1)	-	-	5~7
56	抗組織トランスグルタミナーゼ抗体IgA	(1)	EIA	NoAntibody Detected <4, Antibody Detected ≥4	約2週間程
57	HLA-A,B(血清対応型タイプ)	(2)	PCR-rSSO法	-	3~5
58	抗MDA5抗体	(1)	ELISA	抗MDA5抗体 32未満 抗MDA5抗体(判定) 陰性	2~8
59	抗TIF1-γ抗体	(1)	ELISA	抗TIF1-γ抗体 32未満 抗TIF1-γ抗体(判定) 陰性	2~4
60	FGF-23	(1)	ELISA	16~69	2~8
61	L-ドーパ	(1)	HPLC	1.2~2.2	5~11
62	C1q	(1)	ネフェロメトリー	8.8~15.3	2~8

区分	項目名称	数量	検査方法	基準値	所要日数
63	アミロイドβ 1-42	(1)	ELISA	未設定	不定期
64	抗グリアシン抗体	(1)	ELISA	IGA: Negative <20, Positive ≥20 IGG: Negative <20, Positive ≥20	不定期
65	HLA-DR(血清対応型タピング)	(1)	PCR-rSSO法	-	3~5
66	標本診断	(1)	ヘマトキシリン・エオジン染色	-	5~7
67	C1エステラーゼ 抑制因子定量	(1)	ネフェロメトリー	21~39	13~17
68	Ri自己抗体	(3)	IFA	50未満	11~18
69	Hu自己抗体	(3)	IFA	100未満	11~18
70	Yo自己抗体	(3)	IFA	200未満	11~18
71	TNF-α(高感度)	(1)	ELISA	0.75~1.66(参考値)	不定期
72	抗リゾチーム抗体	(1)	ELISA	11以下(報告書未掲載)	2回/月
73	VEGF	(1)	ELISA	EDTA血漿: ND~115(報告書未掲載)	3~23
74	エンテロウイルス 70型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	6~12
75	エンテロウイルス 71型 (NT)	(1)	NT(中和反応)	4未満	6~12
76	インフルエンザウイルスRNA 定性	(1)	RT-PCR	インフルエンザウイルス A型 陰性 インフルエンザウイルス B型 陰性	7~11
77	HLA-C(DNAタピング)	(2)	PCR-SBT法	-	6~7
78	ウロン酸定量	(1)	硫酸カルバゾール法及び電気泳動法	未設定	不定期
79	穿刺液一般検査	(1)	屈折計法および試験紙法	-	3~5
80	抗MOG抗体	(1)	Cell Based Assay(CBA)法	陰性	不定期
81	LOX-index	(20)	CLEIA	低リスク<1068 ≤ 中リスク<7160 ≤ 高リスク	不定期
	計	(455)			

## 別添1

院内59 マツシヨウケツエキイツパン

項目名	検査法	基準値
白血球数(WBC)	フローサイトメリー法	M 3900-9800(/ $\mu$ L) F 3500-9100(/ $\mu$ L)
赤血球数(RBC)	電気抵抗検出法(シスフロー-DC検出方式)	M 427-570( $10^4$ / $\mu$ L) F 376-500( $10^4$ / $\mu$ L)
血色素量(Hb)	SLS-Hb法	M 13.5-17.6(g/dL) F 11.3-15.2(g/dL)
ヘマトクリット値(Ht)	赤血球パルス波高値検出法	M 39.8-51.8(%) F 33.4-44.9(%)
MCV	計算法	M 82.7-101.6(fL) F 79.0-100.0(fL)
MCH	計算法	M 28.0-34.6(pg) F 26.3-34.3(pg)
MCHC	計算法	M 31.6-36.6(%) F 30.7-36.6(%)
血小板数(PLT)	電気抵抗検出法(シスフロー-DC検出方式)	M 13.1-36.2( $10^4$ / $\mu$ L) F 13.0-36.9( $10^4$ / $\mu$ L)

別添2

院外162 ソマトミンC

年齢 (歳)	男子	女子	年齢 (歳)	男子	女子
0	11-149	15-154	41	94-261	95-240
1	14-148	23-186	42	93-259	93-236
2	18-154	32-213	43	92-257	90-233
3	24-164	40-227	44	92-255	88-229
4	32-176	48-238	45	91-253	87-226
5	44-193	56-252	46	90-250	85-224
6	55-215	69-287	47	90-250	83-221
7	63-247	89-357	48	89-248	82-219
8	72-292	111-438	49	88-246	81-218
9	84-350	133-517	50	87-245	80-216
10	99-423	155-588	51	87-243	79-215
11	113-499	175-638	52	86-242	78-213
12	125-557	188-654	53	85-240	77-212
13	133-579	193-643	54	84-239	76-211
14	138-570	193-625	55	84-238	75-210
15	141-552	192-614	56	83-237	74-208
16	142-543	192-611	57	82-236	73-207
17	142-540	191-599	58	81-235	72-205
18	142-526	188-574	59	80-233	71-203
19	143-501	182-539	60	79-232	70-201
20	142-470	175-499	61	77-230	69-198
21	139-436	168-459	62	76-228	68-196
22	135-405	161-425	63	75-226	66-194
23	131-379	155-397	64	73-224	65-191
24	128-356	151-375	65	72-221	64-188
25	125-337	147-358	66	70-219	62-186
26	119-329	146-336	67	68-216	61-183
27	116-322	141-328	68	66-213	60-180
28	114-315	137-320	69	65-209	59-177
29	111-309	133-312	70	63-206	57-175
30	109-303	129-304	71	61-202	56-172
31	107-297	126-297	72	58-198	55-170
32	105-292	122-290	73	56-194	54-167
33	103-287	119-283	74	54-190	53-165
34	102-283	115-277	75	52-185	52-163
35	100-279	112-271	76	50-181	50-160
36	99-275	109-265	77	48-177	49-158
37	97-272	106-260			
38	96-269	103-254			
39	95-266	100-250			
40	94-263	98-245			

別添3

院外176 プロゲステロン

非妊婦基準値

卵胞期	0.28以下
排卵期	5.69以下
黄体期	2.05～24.2
閉経後	0.33以下
男性	0.22以下

妊婦基準値

初期(4～13週) 13.0～51.8	13.0～51.8
中期(14～27週) 24.3～82.0	24.3～82.0
後期(28週～38週) 63.5～174	63.5～174

別添4

院外177 DHEA-S

年齢	男性	女性
18～20	24～537	51～321
21～30	85～690	18～391
31～40	106～464	23～266
41～50	70～495	19～231
51～60	38～313	8～188
61～70	24～244	12～133
71以上	5～253	7～177

院外194 骨髓像

Myelogram		基準値 (%)	
顆粒球系	骨髓芽球		0.2~2.9
	好中球	前骨髓球	1.5~8.4
		骨髓球	1.0~9.7
		後骨髓球	3.6~14.6
		桿状核球	10.6~24.6
		分葉核球	8.5~33.2
	好酸球	前骨髓球	0.1~0.8
		骨髓球	0.3~0.9
		後骨髓球	0.1~1.1
		桿状核球	0.1~0.8
		分葉核球	0.3~3.1
好塩基球		0~0.8	
Myelogram		基準値 (%)	
赤芽球系	前赤芽球		0.14
	巨赤芽球		-
	大赤芽球	塩基性	-
		多染性	-
		正染性	-
	正赤芽球	塩基性	0.8~6.7
		多染性	4.1~ 29.1
		正染性	0.1~5.7
Myelogram		基準値 (%)	
その他	リンパ芽球		-
	リンパ球		5.0~32.6
	単芽球		-
	単球		0.7~6.0
	形質細胞		0.2~1.7
	細網細胞		0~3.9
	巨核球		0~0.1
	組織肥満細胞		-

別添6

院外232 NTx

【 I 型コラーゲン架橋N-テロヘプチド(NTx)】		基準値	単位
男性		13.0～66.2	nmolBCE/mmol・CRE
女性	閉経前	9.3～54.3	
	閉経後	14.3～89.0	
骨吸収亢進の指標		55以上	
副甲状腺摘出術の適応		200以上	
悪性腫瘍の骨転移の指標		100以上	

別添7

院外339 黄体形成ホルモン(LH)

【黄体形成ホルモン(LH)】		基準値	単位
女性	卵胞期	1.76～10.24	mIU/mL
	排卵期	2.19～88.33	
	黄体期	1.13～14.22	
	閉経後	5.72～64.31	
男性	0.79～5.72		

別添8

院外340 卵胞刺激ホルモン(FSH)

【卵胞刺激ホルモン(FSH)】		基準値	単位
女性	卵胞期	3.01～14.72	mIU/mL
	排卵期	3.21～16.60	
	黄体期	1.47～8.49	
	閉経後	157.79以下	
男性	2.00～8.30		

## 別添9

院外367 血中アミノ酸分析(39種類)・368 アミノ酸分析 9種類(LC/MS)・444 アミノ酸分析

検査項目	アミノ酸分析(39種類)	アミノ酸分析(9種類)	アミノ酸分析
アミノ酸名	血漿 (単位: nmol/mL)	血漿 (単位: nmol/mL)	尿 (単位: $\mu$ mol/day、Ureaのみmmol//day)
Taurine	39.5 ~ 93.2	-	322.2-5214.5
Phosphoethanolamine	設定なし	-	31.0 - 110.0
Urea	設定なし	-	130.3 - 493.2
Aspartic acid	2.4以下	-	12.7以下
Hydroxyproline	21.6以下	-	ND
Threonine	66.5 ~ 188.9	-	79.9 - 528.3
Serine	72.4 ~ 164.5	-	208.8-1020.0
Asparagine	44.7 ~ 96.8	-	60.7 - 372.3
Glutamic acid	12.6 ~ 62.5	-	11.3 - 42.7
Glutamine	422.1 ~ 703.8	-	207.0-1357.3
Sarcosine	TR	-	99.0以下
$\alpha$ -Aminoadipic acid	ND	-	16.7 - 118.6
Proline	77.8 ~ 272.7	-	ND
Glycine	151.0 ~ 351.0	-	652.1-3670.6
Alanine	208.7 ~ 522.7	-	141.2 - 833.9
Citrulline	17.1 ~ 42.6	-	13.5 - 55.6
$\alpha$ -Aminobutyric acid	7.9 ~ 26.6	-	27.1以下
※Valine	-	147.8~307.0	24.8 - 82.2
Cystine	13.7 ~ 28.3	-	23.7 - 170.9
Cystathionine	TR	-	TR - 44.7
※Methionine	-	18.9~40.5	TR - 20.2
※Isoleucine	-	43.0~112.8	7.5 - 23.5
※Leucine	-	76.6~171.3	24.6 - 89.3
※Tyrosine	-	40.4~90.3	50.6 - 308.4
※Phenylalanine	-	42.6~75.7	27.2 - 110.2
$\gamma$ -Amino $\beta$ -hydroxybutyric acid	ND	-	ND
$\beta$ -Alanine	TR	-	TR - 153.0
$\beta$ -Amino-iso-butyric acid	TR	-	TR - 1623.9
$\gamma$ -Aminobutyric acid	ND	-	ND
Monoethanolamine	10.4以下	-	195.3 - 606.2
Homocystine	ND	-	ND
※Histidine	-	59.0~92.0	436.4-2786.5
3-Methylhistidine	5.0以下	-	113.4 - 480.9
1-Methylhistidine	18.5以下	-	59.3 - 2816.2
Carnosine	ND	-	87.6以下
Anserine	ND	-	231.4以下
Tryptophan	37.0 ~ 74.9	-	20.7 - 150.7
Hydroxylysine	ND	-	22.9以下
Ornithine	31.3 ~ 104.7	-	6.9 - 43.9
※Lysine	-	108.7~242.2	51.6 - 1639.6
※Arginine	-	53.6~133.6	11.6 - 54.8
Total AA	2068.2 ~ 3510.3	-	-
NEAA	1381.6 ~ 2379.4	-	-
EAA	660.0 ~ 1222.3	-	-
BCAA	265.8 ~ 579.1	-	-
EAA/NEAA	0.40 ~ 0.63	-	-
BCAA/Total AA	0.11 ~ 0.18	-	-
フィッシャー比	2.43 ~ 4.40	-	-

院外462 エストラジオール (E2)

【エストラジオール (E2)】		基準値	単位	
非妊婦	卵胞期	28.8～196.8	pg/mL	
	排卵期	36.4～525.9		
	黄体期	44.1～491.9		
	閉経後	47.0以下		
男性		14.6～48.8		
妊婦	初期(4～13週)	208.5～4289		
	中期(14～27週)	2808～28700		
	後期(28～38週)	9875～31800		

## 院外491 脂肪酸分画(24成分)

【脂肪酸分画(24成分)】			
脂肪酸名	略号	基準値	
	(炭素数)	$\mu\text{g/mL}$	重量%
ラウリン酸	C12:0	10.2以下	0.31以下
ミリスチン酸	C14:0	10.8~61.1	0.36~1.43
ミリストレイン酸	C14:1 $\omega$ 5	3.2以下	0.09以下
パルミチン酸	C16:0	495.1~918.3	19.18~23.84
パルミトレイン酸	C16:1 $\omega$ 7	23.8~117.3	0.87~3.18
ステアリン酸	C18:0	167.6~312.7	6.13~8.49
オレイン酸	C18:1 $\omega$ 9	433.9~910.1	16.19~23.66
リノール酸	C18:2 $\omega$ 6	708.1~1286.0	23.24~36.89
$\gamma$ -リノレン酸	C18:3 $\omega$ 6	2.5~25.6	0.09~0.72
リノレン酸	C18:3 $\omega$ 3	11.5~45.8	0.40~1.30
アラキジン酸	C20:0	6.9~14.4	0.24~0.46
エイコセン酸	C20:1 $\omega$ 9	2.6~9.5	0.09~0.30
エイコサジエン酸	C20:2 $\omega$ 6	4.3~9.3	0.15~0.26
5-8-11エイコサトリエン酸	C20:3 $\omega$ 9	6.0以下	0.17以下
ジホモ- $\gamma$ -リノレン酸	C20:3 $\omega$ 6	22.6~72.5	0.79~2.05
アラキドン酸	C20:4 $\omega$ 6	135.7~335.3	4.21~9.30
エイコサペンタエン酸	C20:5 $\omega$ 3	10.2~142.3	0.36~3.99
ベヘニン酸	C22:0	14.6~30.3	0.43~0.91
エルシン酸	C22:1 $\omega$ 9	1.4以下	0.04以下
ドコサテトラエン酸	C22:4 $\omega$ 6	2.9~10.4	0.10~0.30
ドコサペンタエン酸	C22:5 $\omega$ 3	9.5~31.8	0.34~0.89
リグノセリン酸	C24:0	15.5~31.2	0.49~0.90
ドコサヘキサエン酸	C22:6 $\omega$ 3	54.8~240.3	1.88~6.86
ネルボン酸	C24:1 $\omega$ 9	27.1~53.0	0.78~1.64
T/T比 (C20:3 $\omega$ 9/C20:4 $\omega$ 6)		0.02以下	—
EPA/AA比 (C20:5 $\omega$ 3/C20:4 $\omega$ 6)		0.05~0.61	
DHA/AA比 (C22:6 $\omega$ 3/C20:4 $\omega$ 6)		0.27~1.07	
(EPA+DHA)/AA 比		0.32~1.66	
$\omega$ 3/ $\omega$ 6 比		0.09~0.36	

(別紙2) 緊急検査項目

	項 目
生化学	TP
	GOT
	GPT
	CK
	BUN
	CRE
	Na・CL
	K
	AMY
	T-Bil
	Ca
	GLU
	NH3
	CRP
	CK-MB
	ジゴキシン
	フェニトイン
	バルプロ酸
	血清浸透圧
	血液ガス
	LDH
	γ-GTP
	ALB
	UA
	ALP
	CHE
	D-Bil
	T-CHO
	TG
	HDL-C
	LDL-C
	血液
PT	
APTT	
Fib	
Dダイマー	
ABO式血液型	
Rh式血液型	

	項 目
免疫	HBs抗原
	HCV
	TPHA
	RPR
	HIV
	妊娠反応
尿一般	尿一般
	髄液一般
輸血	夜間・休日等輸血 (血液型, 交差試験)
その他	トロポニンT
	夜間・休日等 インフルエンザ検査

※ 感染症と輸血関連以外は30分以内の報告とする。

(別紙 3)

診療科						
患者氏名						
生年月日						
提出先		提出年月日				
提出医						
提出	年	月	日	自費	保険	EXP
病名 (症状)						
依頼内容						
検査部記入欄						
記入日		年	月	日	記入者	
<ul style="list-style-type: none"><li>●オーダーシステムで入力できない検査項目、検体預かりの依頼にご使用ください。尚、内容により実施できない検査もあります。</li><li>●検体預かり依頼時は、依頼内容に検体名・検体項目名を記入の上、「検体預かり」と記入してください。</li></ul>						
<b>マルチ伝票</b>		依頼元	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 検査部			

(別紙4)

費用負担区分

委託者の負担	受託者の負担
<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 受託者が使用する委託者の検査室及び関連施設又は設備（当直室、洗浄室、冷蔵室、空調設備、給排水設備、搬送設備等）とその保守費用</li><li>(2) 光熱水費</li><li>(3) 検査室内、当直室内の清掃及び当直室寝具</li><li>(4) 検査に関する医療廃棄物及び有害物質の処理費用</li><li>(5) 検査に必要な採取容器（検体を医療機関から委託先測定部署まで保管・輸送する為の容器は含まない）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 検体検査実施に必要な検査技師の人件費</li><li>(2) 検査室の採血管準備システム</li><li>(3) 委託者の検査室内を必要に応じ区画する場合の工事費用</li><li>(4) 区画内の検査機器及び備品類の整備費ならびにその保守費</li><li>(5) 検査部門システム及びその関連費用</li><li>(6) 脳卒中・神経脊椎センター電子カルテシステムに接続するための検査システム側の費用</li><li>(7) 検査に必要な試薬及び消耗品</li><li>(8) 院外依頼書及び電子カルテシステムダウン時の依頼書及び各種報告書等の帳票類</li><li>(9) 検査技師が使用する事務機器及び事務用品</li><li>(10) 特殊検査容器（受託者の指定容器）</li></ul>

この費用負担区分に定めない費用については、委託者・受託者協議のうえ決定する。  
委託者の負担（5）、受託者の負担（10）は、衛生検査所行公正取引協議会の定める「公正競争規約」の区分とする。

(別紙5)

## リモートメンテナンス取扱いに係る詳細事項

ここでは、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下「病院」という。）における、「検体検査業務委託仕様書」で別に定めると規定した標記の対応について、本業務の委託者となる横浜市病院事業管理者（以下「委託者」という。）が、本業務の受託者（以下「受託者」という。）に明示するために、その詳細を定める。

(目的)

- 1 本詳細事項は、病院において受託者が運用する検体検査部門システムに対し、受託者が障害対応時の保守を目的に、通信回線を介して遠隔地から接続を行っての検体検査部門システムソフトウェア保守作業（以下「リモートメンテナンス」という。）を実施する場合に遵守すべき詳細事項を定めることにより、本来の目的である障害対応時の迅速なトラブルシュートが実現できるように環境を整える一方、同時に委託者が確保しておかねばならない診療情報のセキュリティを確実に担保し、患者の個人情報を守ることを目的とする。

(本規約の適用範囲と責任)

- 2 (1) 受託者は第4項から第9項までの内容を検体検査システムの保守を担当するベンダ（以下「部門ベンダ」という。）に対しても遵守させるものとする。  
(2) 部門ベンダが本詳細事項に違反した場合は委託者・受託者間で契約している委託契約書に基づいて、罰則規定の適用を含めて対応するものとする。  
(3) リモートメンテナンスは受託者と部門ベンダが締結のサポート保守契約（以下「保守契約」という）に基づいて部門ベンダが実施するものであり、保守契約の内容、範囲が変更となった場合は、その内容に基づいて委託者・受託者間で改めて詳細について協議するものとする。

(届出)

- 3 (1) 受託者はリモートメンテナンスを行うにあたり、別に定めるリモート接続許可届出書（以下「届出書」という。）を委託者に提出しなければならない。また提出した届出書の内容に変更があった場合は、受託者は委託者に変更された内容を反映した届出書をすみやかに提出しなければならない。  
(2) 届出書には部門ベンダの管理責任者、作業を実施する担当者を記載の上、提出すること。

(回線利用)

- 4 部門ベンダがリモートメンテナンスを行う接続回線（以下「リモート接続回線」という。）については以下の条件を満たすものとする。  
(1) 部門ベンダの回線利用にあっては事前に受託者より申請を行い、委託者が承認した部門ベンダのみとする。  
(2) 部門ベンダが回線を利用する場合はその仕組みや、第5項に掲げる各端末のセキュリティ対策内容を、リモートメンテナンスを開始する最低1か月前までに受託者より委託者に書面により明示し、委託者により承認を得た場合のみ許可するものとする。

(接続端末)

- 5 リモートメンテナンスに利用する端末は以下の条件を満たすものとする。  
(1) リモートメンテナンス専用端末であり、部門ベンダの社内に設置していること。  
(2) 個人所有端末でなく、また障害発生や問合せ時の解析に用いるログ等を除き、外部記憶媒体への書き出しは不可とすること。  
(3) ウィルス対策ソフトが起動して常駐しており、またウィルス対策パターンファイル及び検索エンジンは最新の状態が維持されていること。  
(4) 接続端末のOSのバージョン、製造番号、リモートのアクセスに利用するものを含め導入されているソフトウェアが明確になっていること。また、端末環境については受託者より委託者に事前に報告されていること。

- (5) 盗難などの防止対策を施し、また施錠できる部屋に設置していることを写真や図面等で委託者に示すとともに、BIOSのパスワード(7文字以上)または、同等のセキュリティ対策ならびにハードディスク暗号化を施した端末であること。
- (6) 上記にない項目については委託者の指示に従うこと。

#### (接続環境)

- 6 リモートメンテナンス接続環境は以下の条件を満たすものとする。
  - (1) 利用する回線は、受託者が委託者の検査室に設置する公衆回線または、インターネットVPNを使用するものとする。
  - (2) 通常時は回線を物理的に切り離した状態にしておき、部門ベンダから接続する旨の連絡を受けた際に受託者にて接続するものとする。また委託者ならびに受託者はウィルス発生等または緊急時には部門ベンダに通知することなく回線を物理的に切り離すことができるものとする。
  - (3) 公衆回線を使用する場合においては、リモートメンテナンス環境へ接続可能な接続元電話番号を指定可能であること。
  - (4) 接続ユーザ及びパスワード設定が可能であること。
  - (5) アクセスログが記録・参照できること。
  - (6) ファイヤーウォール等、パケットフィルタリング可能な機能を設け、必要のない機器やサービスにアクセスできないよう対策を講じること。
  - (7) 必要に応じて、遠隔保守環境の視察等を委託者が実施できること。

#### (利用条件)

- 7 (1) 接続方式について  
リモートアクセスソフトを利用し、検体検査システム側をホスト、接続元の部門ベンダをクライアントとする。
- (2) 情報参照並びにデータ取得についての規定は以下のとおりとする。
  - ア 参照したデータ内容並びに取得した情報について報告すること。
  - イ 受託者は委託者に接続時間(通信開始時刻・通信終了時刻)及び実施した作業内容(通信内容)を報告すること。
  - ウ 無断で院内情報、患者情報、個人情報を含む情報並びにログ情報を取得・ダウンロードすることは禁止するものとする。
  - エ 各システム、ネットワーク装置などに記録されるアクセスログ等について、委託者の担当者は必要に応じて、部門ベンダの許可無く閲覧できることとする。

#### (個人情報の保護)

- 8 (1) 委託者の医療情報システムにおいて保有している患者の個人情報について、受託者及び部門ベンダは、委託者が別に定める内容に従い、確実に保護しなければならない。部門ベンダの作業員がリモートメンテナンスの作業の過程において委託者の特定の患者情報を故意に入手してはならず、また仮に不作為の状態を知ることとなった患者情報についても、その秘密を他者に漏らしてはならない。
- (2) 第5項で規定する端末から、委託者の患者情報が識別できる状態で印刷、及びデータの持ち出しを行ってはならない。ただし、その患者情報のデータでのみ障害や不具合が発生する場合の解析等に用いる場合は除く。
- (3) 受託者は委託者の提供する資料をもとに個人情報保護研修を実施しなければならない。

#### (その他)

- 9 (1) リモートメンテナンスを実施する上で必要となる、この規約に定めがない項目については、受託者及び部門ベンダが単独で判断することなく、必ず委託者・受託者間で協議するものとする。
- (2) 受託者及び部門ベンダは、リモートメンテナンスの実施如何に関わらず、委託者に発生した障害や不具合等に関して、委託者の要請に基づき、速やかに修正、復旧等を行うこと。

以 上

## 委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を用いる条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委

託者が必要ないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を用いる条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要ないと認めるときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にか

かわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、病院事業管理者が特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時

期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から 7 日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第 2 項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前 3 項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。

この場合においては、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定を準用する。

- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第 13 条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者

の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 14 条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）
  - (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
  - (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
  - 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後 14 日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第 1 項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

- (1) 第 1 項第 1 号に該当し 委託者が行う。  
、設計図書を訂正する場合
- (2) 第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。
- (3) 第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わないもの 委託者と受託者とが協議して行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行

期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額につ

いて必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不相当となったと認められたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下

この条において同じ。)と変動後委託代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。  
(臨機の措置)

第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第24条 契約の履行について生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)は、受託者の負担とする。た

だし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、委託者がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

第26条 委託者は、第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(中間検査)

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害

を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)  
第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物にかしがあるときは、受託者に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、委託者は、当該修補を求めることが

できない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。
- 4 委託者は、契約の履行の目的物が第 1 項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前 2 項に定める期間内で、かつ、委託者がその滅失又はき損の事実を知った日から 6 箇月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 5 第 1 項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第 35 条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、年 5 パーセントを乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。
- 3 委託者の責めに帰すべき理由により、第 29 条又は第 32 条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第 35 条の 2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の 10 分の 2 に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治

法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 2 項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
  - (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。
  - 3 第 1 項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(委託者の解除権)

第 36 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) 第 9 条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又

は認可等を失ったとき。

- (5) 前 4 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (7) 第 38 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 36 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、契約代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

第 36 条の 3 委託者は、この契約に関して、受託者が第 35 条の 2 第 1 項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第 36 条の 4 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下、本条において、「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実があるとき。
- (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当することを知らなが

ら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (4) 受託者が、この契約に関して、第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第 3 号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
  - 3 第 1 項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

第 37 条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第 36 条、第 36 条の 3 及び前条第 1 項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第 38 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 15 条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が 3 分の 2 以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。
- (2) 第 17 条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 39 条 委託者は、第 36 条から第 38 条までの規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

- 2 前項の場合において、第 31 条の規定による前金払があつたときは、当該前払金の額（第 32 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する

契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

- (1) 解除が第36条、第36条の3及び第36条の4の規定に基づくとき。
 

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額
  - (2) 解除が前2条の規定に基づくとき。
 

当該余剰額
  - 3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
  - 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
    - (1) 解除が第36条、第36条の2及び第36条の3の規定に基づくとき。
 

委託者が定める。
    - (2) 解除が前2条の規定に基づくとき。
 

受託者が委託者の意見を聴いて定める。
  - 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
 

（暴力団等からの不当介入の排除）
- 第40条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。
  - 3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
  - 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。
 

（相殺）
- 第41条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。
- （概算契約）
- 第42条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- 2 概算契約においては、第35条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。
 

（補則）
- 第43条 この約款に定めのない事項については、横浜市医療

局病院経営本部契約規程（平成17年3月病院経営局規程第32号）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

## 委託契約約款 第 22 条第 1 項に係る特記仕様書

本委託業務は委託契約約款第 22 条第 1 項（以下、「全体スライド条項」という。）を適用する契約である。

- 1 本委託業務における人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。

本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、\_\_\_\_\_として計上すること。

- 2 本委託業務における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

労務単価（該当労務単価：\_\_\_\_\_）

神奈川県最低賃金（以下、最低賃金という。）

(2) 物価水準

物品の単価（該当物品：\_\_\_\_\_）

消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）（以下、物価指数という。）

- 3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

本市設計書による算出（該当労務単価及び物品の単価は 2 のとおり）

委託契約約款第 2 条に規定する、受託者から提出された内訳書

（以下、「受託者の内訳書」という。）による算出

（ただし、人件費については、受託者の内訳書中の人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、物品費については、受託者の内訳書中の物品費に、契約締結時の物価指数と変更請求時の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。）

上記 2 種の併用

労務単価使用項目 \_\_\_\_\_

受託者の内訳書使用項目 \_\_\_\_\_

## 個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、

受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

- 4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告、資料の提出等)

第9条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第11条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市病院事業管理者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市病院事業管理者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。



令和 年 月 日

(提出先)

横浜市病院事業管理者

(提出者)

団体名

責任者職氏名

## 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙（全 枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。